

## 第二部

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

## 目 次

### **第二部 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について**

I. 公の施設の管理運営状況.....	1
1. 公の施設の定義.....	1
2. 公の施設の管理運営方法.....	2
(1) 公の施設に対する管理委託制度の導入.....	2
(2) 管理委託制度の改正.....	2
(3) 指定管理者制度の導入.....	2
3. 指定管理者制度.....	3
(1) 定義.....	3
(2) 従前の管理委託制度との異同点.....	3
(3) 市における指定管理者制度導入の流れについて.....	4
(4) 指定管理者制度導入状況.....	10
(5) 公の施設の利用料金の取扱い.....	11
(6) 指定管理料の精算制度について.....	12
(7) 市における指定管理導入施設の分類.....	12
II. 監査の着眼点及び実施した手続.....	17
III. 包括外部監査の指摘事項及び意見.....	20
1. 指摘事項及び意見の総括.....	20
(1) 利用者数について.....	20
(2) 料金収入について.....	22
(3) 収支状況について.....	23
(4) 指定管理者の選定について.....	26
(5) 満足度調査について.....	29
(6) 指定管理者候補者選定委員会の評価について.....	30
(7) その他.....	30
2. 指定管理者制度全般の指摘事項及び意見.....	34
(1) 「踏入れ方式」による利用率について.....	34
(2) 料金収入について.....	35
(3) 収支状況の報告について.....	36
(4) 指定管理者の選定方法について.....	38
(5) 満足度調査について.....	41
(6) 指定管理者候補者選定委員会の評価について.....	42
(7) 「公の施設 調査票」の作成時の検討状況について.....	45

3. 各施設に関する指摘事項及び意見.....	46
〔1〕市民参画推進局.....	48
〔2〕産業振興局.....	118
〔3〕保健福祉局.....	172
〔4〕消防局.....	205
〔5〕教育委員会事務局.....	213
〔6〕建設局.....	240
〔7〕都市計画総局.....	302
〔8〕みなと総局.....	323
<b>別添 指摘事項及び意見の一覧表.....</b>	<b>362</b>

## **第二部 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について**

### **I. 公の施設の管理運営状況**

#### **1. <公の施設の定義>**

「公の施設」とは、地方公共団体が有する施設のうち「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」であり、**地方自治法第244条第1項**をその根拠とするものである。

#### **【地方自治法第244条】**

- 第1項 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。
- 第2項 普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用するのを拒んではならない。
- 第3項 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

公の施設は、概ね次の要件を充たすものとされている。

- ① 施設を設置した地方公共団体の住民の利益に供するものであること。
- ② 住民の福祉を増進する目的をもって地方公共団体によって設置された施設であること。
- ③ 法律又は条例の規定により設置されたものであること。

#### **【公の施設の例】**

レクリエーション・スポーツ施設	総合運動公園、体育館、金の湯・銀の湯等
産業振興施設	国際会議場・展示場、産業振興センター、臨床研究情報センター等
基盤施設	駐車場、駐輪場、市営住宅等
文化施設	文化ホール、区民センター、青少年科学館、地域図書館等
社会福祉施設	しあわせの村、老人デイサービスセンター、在宅障害者福祉センター、児童館等

## 2. <公の施設の管理運営方法>

公の施設の管理運営方法は、地方自治法の改正に伴い、以下に記す変遷を経てきたところである。

### (1) 公の施設に対する管理委託制度の導入

昭和 38 年の地方自治法の改正により、**公の施設に対する管理委託制度が導入された**。但し、管理委託先は、公共団体または公共的団体に限定されていた。

### (2) 管理委託制度の改正

平成 3 年の地方自治法の改正により、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要あると認められるときは、条例の定めるところにより、**その管理を普通地方公共団体が出資をしている法人で政令で定めるもの、又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。**」(改正前地方自治法第 244 条の 2 第 3 項) と定められ、**管理委託先の拡大**が図られた。

この改正により、地方自治体が 100% 出捐する財団法人の他、地方自治体の出資が 2 分の 1 を超える株式会社形態の第三セクターも管理受託者となることが可能となったため、**多くの公の施設の管理を地方公共団体の外郭団体が担うこと**となつた。

### (3) 指定管理者制度の導入

平成 15 年の地方自治法の改正により、公の施設の管理者の制限が無くなり、「**普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの** (以下本条及び第 244 条の 4 において「**指定管理者**」という。) に、**当該公の施設の管理を行わせることができる。**」とする**指定管理者制度**が導入された。

この改正により、公の施設の管理委託先が**民間事業者**にも開放されることとなり、また、指定管理者には当該施設の管理権限が委任されるため、従来の管理委託制度下では不可能であった**施設の使用許可も行うことが可能**となつた。

### 3. <指定管理者制度>

#### (1) 定義

先に述べたとおり、平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理者の制限が無くなり、普通地方公共団体が指定するものに管理権限を委任する「指定管理者制度」が導入された。

指定管理者制度の導入は、地方自治体の財政状況が厳しさを増す一方、公共的団体以外でも十分なサービス提供能力をもつ民間事業者等が増加したことから、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的とするものである。

#### (2) 従前の管理委託制度との異同点

従前の管理委託制度との主な異同点は、下表のとおりである。

項目	管理委託制度	指定管理者制度
管理運営主体	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共団体（土地改良区等）</li><li>・ 公共的団体（自治会等）</li><li>・ 地方公共団体が2分の1以上出資する出資法人等</li></ul>	特段の制約はなく、法人、その他の団体（民間事業者、NPO等）も可能である（但し、個人は除く）。
選定手続	条例に定めるところにより、委託契約を締結する。	条例で定める指定手続に従い、議会の議決を経て指定する。
管理の基準及び業務の範囲等の規定方法	委託契約で定める。 地方公共団体の管理権限のもとで、具体的な管理業務を管理受託者が執行する。	条例及び指定管理者との協定で定める。 地方公共団体は管理権限の行使を行わず、指定管理者が管理を代行する。
公の施設の使用許可	受託者に行わせることはできない。	指定管理者に行わせることが可能である。
不服申立に対する決定、行政財産の目的外使用許可	受託者に行わせることはできない。	指定管理者に行わせることはできない。
管理期間	施設ごとに契約で定める。	施設ごとに議会の議決で定める。

### (3) 市における指定管理者制度導入の流れについて

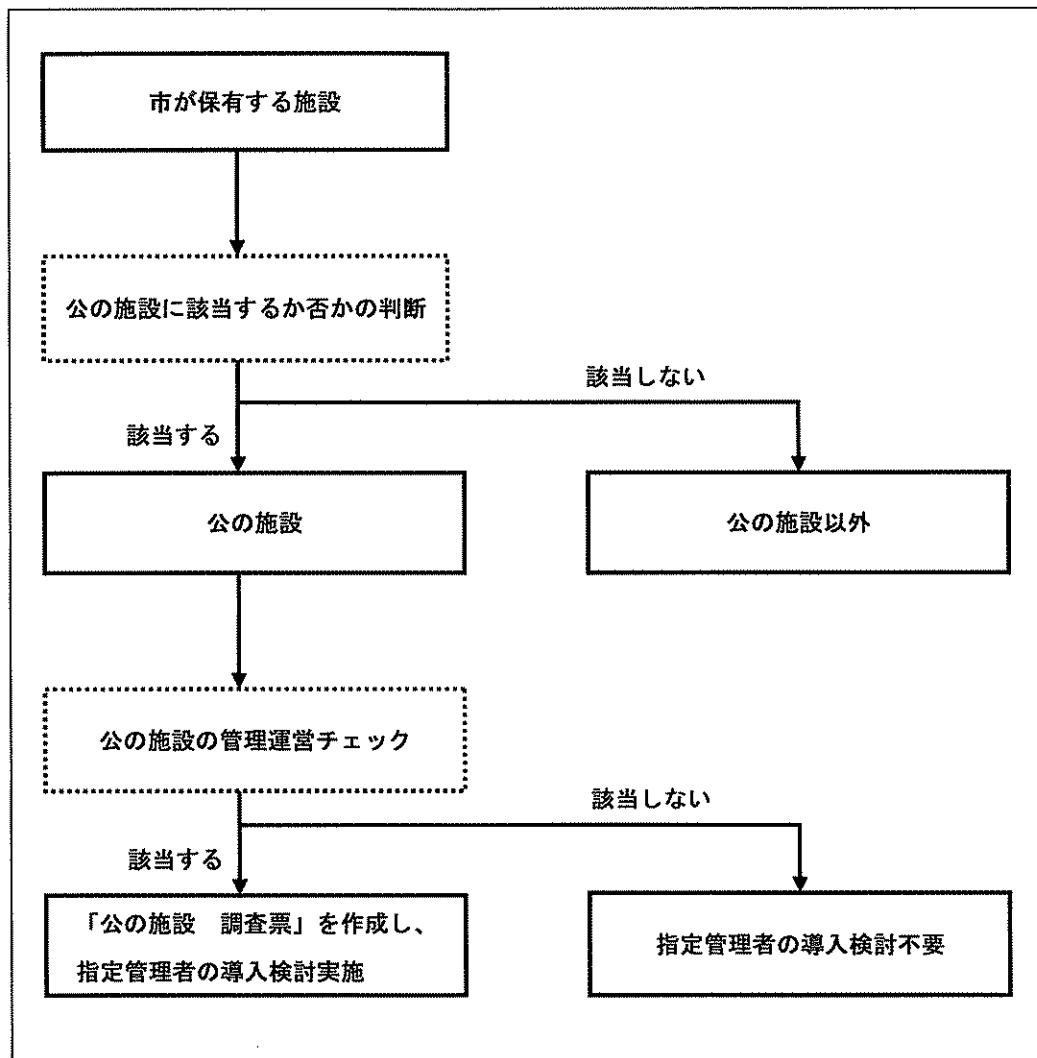
市では、先に述べた地方自治法の改正を受け、平成16年1月に神戸市行財政改善懇談会ワーキンググループからの報告を受け、「公の施設の指定管理者制度運用指針」（以下、「運用指針」という。）を定めている。また、運用指針に定める手続を具体的に記載した「神戸市公の施設の指定管理者制度運用指針運用マニュアル」（以下、「運用マニュアル」という。）も定めている。

運用指針の冒頭において、指定管理者制度を導入するにあたり、指定管理者の選定に際して、幅広く公募を行うとともに、選定過程や手続の透明性・公平性を高めていくために、外部の有識者等の参画による選定委員会を局ごとに設置し、選定を行うこと、及び、直営施設も含め、すべての公の施設について、さらなる市民サービスの向上とコストの削減に取り組むとともに、管理運営チェックにより点検を実施し、民間事業者等との役割分担を明確にしていくことが謳われている。

#### ① 「公の施設」に該当するか否かについての検討

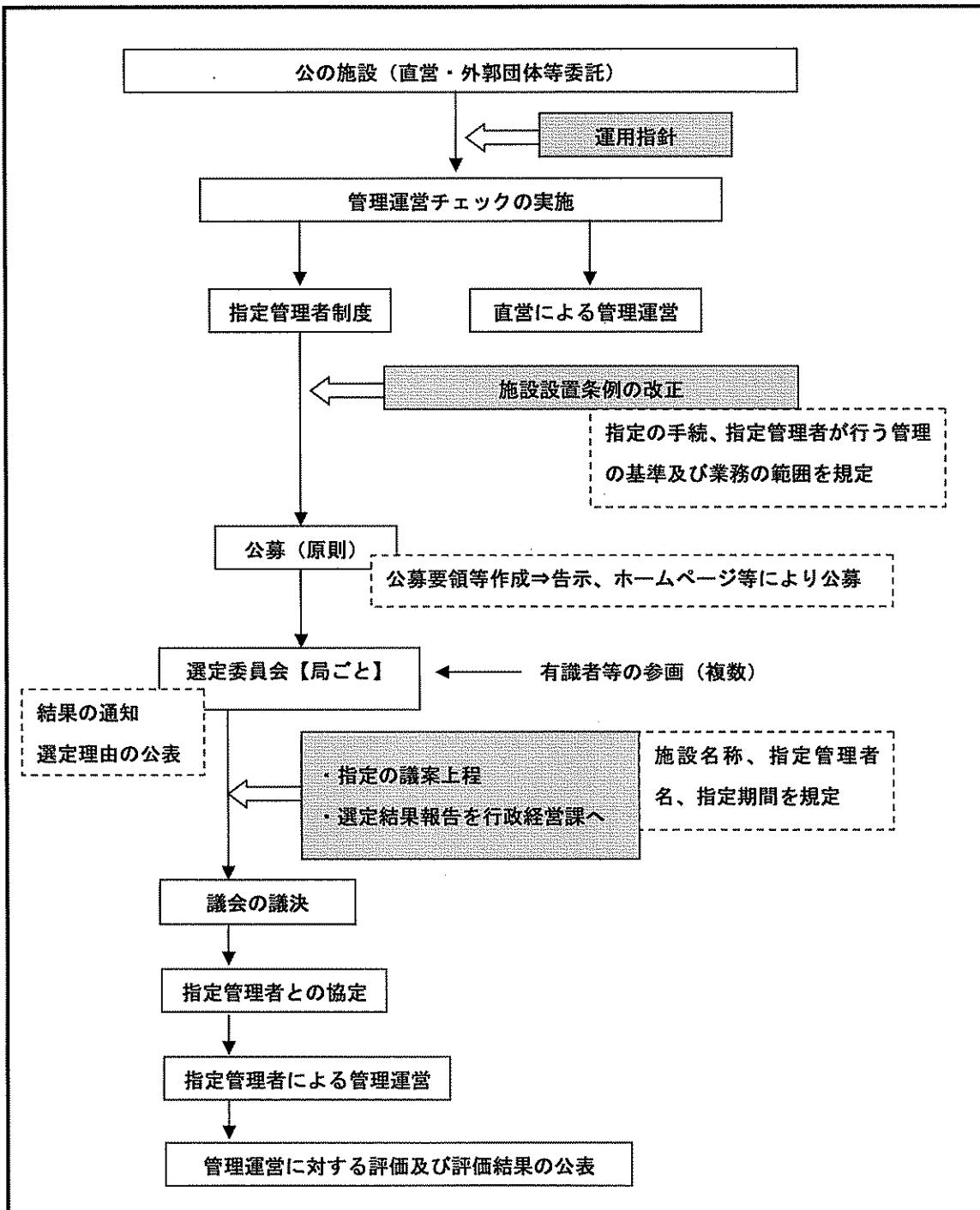
公の施設に対する指定管理者制度導入に当たっては、後述の手続を経てその可否が検討されるが、その検討を行う前に各部局が保有し運営している施設について「公の施設」に該当するか否かの検討を行い、該当した施設について7頁記載の「公の施設の管理運営チェック」を実施して、指定管理者制度を導入できる可能性のある施設を中心に、「公の施設 調査票」を各部局が作成し、行財政局行政経営課が取りまとめを行っている。

【「公の施設 調査票」作成までのフロー】



## ② 指定管理者選定から実施報告までの業務の流れ図

運用指針において示されている、市における指定管理者の選定から実施報告までの業務の流れ図は以下のとおりである。



③ 公の施設の管理運営のチェックについて

①の流れ図における「管理運営チェックの実施」に使用されるものとして、運用指針に示されている資料は以下のとおりである。

施設名【 現在の管理運営方式【直営、外郭団体委託、公共的団体等委託、その他】	】
直営・外郭団体による管理運営委託に限らず、すべての公の施設について下記の項目をチェックする。	
該当する項目数が多いほど、民間事業者等の管理運営の領域であると考えられる。	
特に、下記の項目のうち④、⑤、⑥のいずれかに該当する施設については、民間事業者等による運営を念頭に入れ指定手続を行う必要がある。	
また、市の直営施設についても、これまで行財政改善懇談会が指摘している補完性の視点に立つとともに、このチェックの結果も参考にしながら、民間事業者等との役割分担を行っていく。	
チェック項目	該当
①民間事業者等に任せることで、利用ニーズにあった開館日、開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	
②民間事業者等に任せることでコスト削減が図れる可能性がある。	
③利用の平等性、公平性など（守秘義務の確保等を含む）について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。	
④同様・類似サービスを提供する民間事業者等が存在する。	
⑤施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能である。	
⑥税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行う収益的施設である。	

④ 指定管理者（候補者）の選定の手続

運用指針において示されている、指定管理者（候補者）の選定に際しての具体的な手続は、以下のとおりである。

3. 指定管理者（候補者）の選定の手続

施設を所管する局は、指定管理者の指定にあたっては、原則、公募を実施し、次の手続を行う。

ただし、

PFI 法の活用により一定期間、施設の管理運営をする者を指定する場合

当該施設に併設する施設の運営法人等を指定する場合

行財政改善懇談会が指摘する地域人材の活用など合理的な理由がある場合

専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合

施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合

はこの限りでない。なお、この場合は事前に行財政局と協議を行う。

また、将来、地域人材を活用する場合は、現在の運営団体を公募によらず単年度ごとに指定管理者として指定することができる。なお、この場合も事前に行財政局と協議を行う。

#### (1) 施設所管局による施設ごとの公募の実施

- ・公募に当たっては、告示、ホームページ、広報紙など幅広い広報手段を活用する。
- ・公募期間は、1か月程度とする。(ただし、事前に十分な情報提供を実施すること)
- ・施設により、開館時間、休館日、自主事業などの条件について、応募事業者から提案を受ける提案型公募を実施する。
- ・公募施設について応募要領を作成し情報提供を行う。主な提供情報は以下のとおり。  
施設名称・規模・施設内容、開館時間、休館日、指定管理者が行う業務の範囲、指定期間、法令等の規定、応募資格、応募窓口、応募期間、事業計画書様式、説明会の有無、応募方法、選考方法、利用料金制の有無、事業所税の有無等

#### (2) 指定管理者（候補者）選定委員会の設置運営

- ・指定管理者（候補者）選定委員会を所管局ごとに要綱に基づき設置する。
- ・選定委員会は、応募者が提出する事業計画書等に基づき指定管理者（候補者）を選定する。
- ・選定委員会には、複数の外部からの有識者等の参加を義務付ける。
- ・審議内容など委員会運営については非公開とする。
- ・選定後は、選定結果を応募者全員に通知し選定理由を公表する。
- ・選定委員会は、指定管理者の適用施設の利用者の満足度及び苦情について調査するとともに、指定管理者が行った管理運営に対する評価を行う。
- ・選定にあたっては、利用者の平等利用の確保、管理にあたっての費用、効果、管理能力などの事項を総合的に勘案して決定することとし、選定基準は委員会で定める。

(注意) 選定委員会で選定された事業者等については、「指定管理者の候補者」であり、議会の議決により指定管理者となる。

#### (3) 指定期間

指定期間は、原則として4年とする。

ただし、①PFI事業において別途事業期間が定められている場合

②PFI事業による施設との一体的運用が必要な施設の場合

③施設の利用促進を目的として、施設整備にかかる投資などの提案を求める指定管理者の公募を行う場合（ただし、投資などの回収に必要な期間が客観的に妥当と認められるとともに、市が費用負担を行わない場合に限る）  
には、その必要な期間とする。また、この場合は、事前に行財政局と協議を行う。

#### （4）指定後の手続き

- ・指定管理者との間において協定書を締結する。
- ・協定書には、施設の利用者等にかかる個人情報の保護及び施設の管理の業務に関して保有する情報の公開に対する指定管理者が行う必要な措置、施設や設備の原状回復の義務等を明記する。

#### （5）積極的な情報提供

- ・市内の起業や民間事業者等の事業参入を促進するため、市内の指定管理者対象施設の情報（施設の種類等）についてホームページ等により情報提供を行う。

### 4. 管理運営に対する評価及び評価結果の公表

施設を所管する局は、指定管理者による管理運営の実態を把握し、これをチェック・評価し、その結果を今後の管理運営や指定管理者の選定に反映させるPDCAサイクルを着実に実行する。また、行財政局は評価結果をとりまとめホームページ等で公表する。

### 5. その他

#### （1）障害者雇用

障害者の雇用を促進するため、指定管理者においても障害者雇用に努める。

#### （2）利用者減免取扱実態の明確化（のびのびパスポートなど）

応募事業者等への正確な情報提供のために、施設において実施されている減免取扱などの実態を把握し明確化を図っていく必要がある。

#### （3）公の施設の運用情報の一元管理・一括提供

今後、指定管理者制度の導入にあたって、行財政改善懇談会から指摘されている空き情報、利用料金など施設情報の一元管理及び一括提供を検討する。

#### （4）直営施設への対応

現在、直営により運営している施設においても、行政目的の達成、市民サービスの向上、行政運営の効率化、地域経済の活性化等の観点から、行政と民間の役割分担を明確化し、指定管理者制度の適用を検討していく。

#### (4) 指定管理者制度導入状況

市における、平成 22 年 4 月現在の指定管理者制度導入施設数及び団体種別内訳は下表のとおりであり、集約された情報が市のホームページでも掲載されている。

指定管理者制度導入施設の約 83% は、民間事業者等が指定管理者として選定されている。これは、市では指定管理者制度導入後、多くの施設で第 2 期目を迎えており、民間事業者のサービス提供能力が向上し、指定管理者が外郭団体から民間事業者へ移行しつつあるとの見方もできる。しかし、指定管理者制度を導入している施設（994 施設）のうち 455 施設は、第 2 期目に市の外郭団体（神戸市住宅供給公社）から民間事業者へ指定管理者が移行した「市営住宅」であり、施設数を基礎として民間事業者が業務を受託した割合を算定した場合には、当然の事ながらその割合は大きくなる。

指定管理者制度の導入により指定管理料が比較的少額な施設については、管理主体が外郭団体から民間事業者への移行が進んでいるものの、後述のとおり、神戸市しあわせの村、フルーツ・フラワーパーク、勤労市民センターなどの指定管理料が多額な大規模施設については、依然として外郭団体（外郭団体と民間団体との共同事業体を含む）から民間事業者への移行は進んでいない。

【指定管理者制度 導入施設数及び団体種別内訳（平成 22 年 4 月時点）】

施 設 数	内 訳		
	公 募	公 募 外	
		地 域 人 才 の 活 用	専 門 性 等
994 (100.0%)	647 (65.1%)	250 (25.1%)	97 (9.8%)
①外郭団体	151 (15.2%)	75 (7.5%)	0 (-%)
②外郭を含む共同事業体	15 (1.5%)	15 (1.5%)	0 (-%)
③民間事業者他	828 (83.3%)	557 (56.0%)	21 (2.1%)
（内訳）			
株式会社・学校法人	539 (54.2%)	537 (54.0%)	2 (0.2%)
民間社会福祉法人	53 (5.3%)	12 (1.2%)	21 (2.1%)
N P O 法人	8 (0.8%)	7 (0.7%)	0 (-%)
地域団体	228 (22.9%)	1 (0.1%)	226 (22.7%)
			1 (0.1%)

（市提供資料を監査人が加工）

## (5) 公の施設の利用料金の取扱い

指定管理者制度が適用される公の施設は、市民が施設を利用した際の料金（施設利用料や入場料など）の取扱方法により、**使用料施設と利用料金制度採用施設**に区分される。

使用料施設では、指定管理者は施設の利用料の徴収は行うものの、それは公法上の債権に基づく公金であり**市の歳入**となるため、指定管理者から市へ納付される。そのため、**指定管理者は、指定管理業務の遂行に必要な経費に、市から受領する指定管理料を充当することになる。**

一方、利用料金制度採用施設では、地方自治法第244条の2第8項<sup>(注)</sup>に基づき、指定管理者は施設の利用料の徴収を行うとともに、私法上の債権に基づく私法上の収入として**指定管理者自らの収入**として收受する。市の立場からは、施設の利用料が市の歳入とならない半面、指定管理料という市の歳出が削減されるという効果がある。そのため、**指定管理者は、指定管理業務の遂行に必要な経費に、原則として施設の利用者から收受した料金を充当することになる。**

使用料施設と利用料金制度採用施設の主な相違点は下表のとおりである。

	使 用 料 施 設	利 用 料 金 制 度 採 用 施 設
料 金 の 設 定	地方自治体（議会の議決）	指定管理者が条例の範囲内で決定
料 金 の 徹 収	地方自治体（指定管理者に委託）	指定管理者
収 納 先	地方自治体	指定管理者
インセンティブ効果	無（原則、努力して利用料金収入を増やしても、指定管理者の収入は増加しない）	有（努力により利用料金収入が増えれば、指定管理者の収入が増加する）

市の運用マニュアルでは、「施設の性格、設置の趣旨からみて、施設の利用に係る料金（利用料金）により收支採算がとれるような施設については、利用料金制度の採用が適しています。」と記載するなど、**利用料金制度の採用を推奨している。**

（注）地方自治法第244条の2第8項

普通地方公共団体は、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

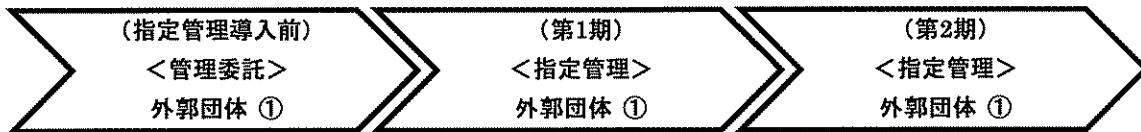
#### (6) 指定管理料の精算制度について

先に述べたとおり、使用料施設の場合、指定管理者は、指定管理業務の遂行に必要な経費（運営管理費）に、市から受領する指定管理料を充当することになる。年度末時点で**指定管理料から運営管理費を控除した結果、余剰金が発生した場合に、当該余剰金を市へ返還することを指定管理協定書で定める場合もある。**これを、**指定管理料の精算制度**と呼ぶ。精算制度を採用している施設の場合の多くが、年度末に指定管理者から精算報告書が提出され、余剰金が発生した場合には当該余剰金は市へ返還されるが、運営管理費が指定管理料を上回った場合であっても、原則として指定管理料が追加で支払われることはない。

#### (7) 市における指定管理導入施設の分類

先に述べたとおり、市では指定管理者制度導入後、多くの施設で第2期目を迎えるが、指定管理者制度導入前から現在に至るまでの公の施設の管理受託者は、以下の**6つのタイプ**に分類される。

**【Aタイプ】** 指定管理者制度導入前から市の外郭団体が施設の管理受託者であり、  
指定管理者制度導入後も、同一の外郭団体が引き続き指定管理者に選定されている場合



**【Aタイプ施設一覧】**

所管部局	施設名称	頁
市民参画推進局	神戸市勤労会館（本館）	58~71
"	神戸市立新長田勤労市民センター本館	72~81
"	神戸市立新長田勤労市民センター別館（ピフレホール）	82~93
"	東灘区民センター	106~111
産業振興局	産業振興センター	119~125
"	神戸ファッショング美術館	133~137
"	神戸市立フルーツ・フラワーパーク	138~146
保健福祉局	神戸市立こうべ市民福祉交流センター	185~190
"	神戸市立児童館（市社協が運営するもの）	191~199
教育委員会事務局	神戸市立自然の家	220~225
建設局	森林植物園	256~259 267~274
"	神戸総合運動公園	263~272
都市計画総局	こうべまちづくり会館	316~322
みなと総局	震災メモリアルパーク	335~339
"	須磨ヨットハーバー	347~352

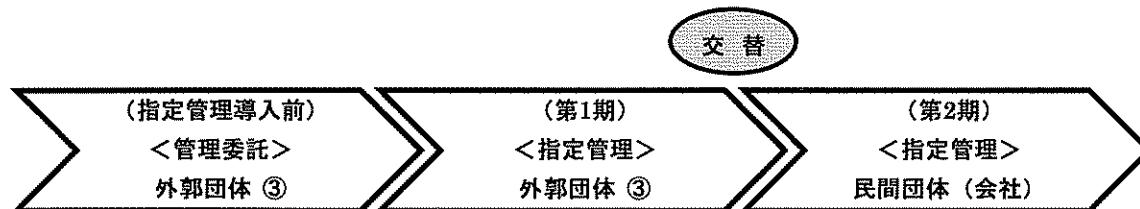
**【Bタイプ】** 指定管理者制度導入前から市の外郭団体が施設の管理受託者であり、  
指定管理者制度導入第1期目は、同一の外郭団体が引き続き指定管理者に選定されているが、第2期目に当該外郭団体と民間団体（会社）が共同で指定管理者に選定されている場合



#### 【Bタイプ施設一覧】

所管部局	施設名称	頁
市民参画推進局	神戸文化ホール（練習場含む）	94～99
産業振興局	神戸国際会議場	153～157
"	神戸国際展示場	158～163
保健福祉局・建設局	神戸市しあわせの村・神戸市しあわせの森	173～184
建設局	離宮公園	260～262 267～274

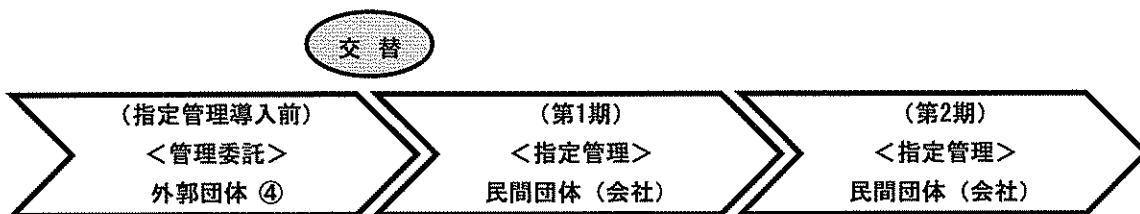
**【Cタイプ】** 指定管理者制度導入前から市の外郭団体が施設の管理受託者であり、  
指定管理者制度導入第1期目は、同一の外郭団体が引き続き指定管理者に選定されているが、第2期目に民間団体（会社）に指定管理者が交替している場合



#### 【Cタイプ施設一覧】

所管部局	施設名称	頁
産業振興局	神戸市ものづくり復興工場	126～132
"	須磨海浜水族園	164～171
消防局	神戸市防災コミュニティセンター	206～212
建設局	北須磨文化センター	282～287
都市計画総局	市営住宅（シティハイツ以外）	303～311

【Dタイプ】指定管理者制度導入前から市の外郭団体が施設の管理受託者であるが、指定管理者制度導入第1期目から民間団体（会社）が指定管理者に選定されている場合



【Dタイプ施設一覧】

所管部局	施設名称	頁
市民参画推進局	神戸アートビレッジセンター	100~105
保健福祉局	神戸市立市民福祉スポーツセンター	200~204
建設局	北神戸田園スポーツ公園	275~281
都市計画総局	市営住宅（シティハイツ）	303~311
みなと総局	ポートアイランド市民広場	324~328

【Eタイプ】指定管理者制度導入前から市の外郭団体が施設の管理受託者であるが、指定管理者制度導入第1期目から民間団体（会社）が指定管理者に選定され、第2期目も別の民間団体（会社）が指定管理者に選定されている場合



【Eタイプ施設一覧】

所管部局	施設名称	頁
市民参画推進局	灘区民ホール	112~117
産業振興局	国民宿舎須磨荘（シーパル須磨）	147~152
建設局	布引ハーブ園	242~249
みなと総局	中突堤中央ターミナル（かもめりあ）	329~334
〃	神戸ヘリポート	353~357

【Fタイプ】上記以外のタイプ

(例)

- ・直営方式から指定管理者制度へ移行した施設
- ・平成21年度に指定管理者制度へ移行した施設
- ・指定管理者制度導入前は、市の外郭団体が施設の管理受託者であったが、指定管理者制度導入第1期目、第2期目とともに、外郭団体と民間団体（会社）との共同事業体が指定管理者に選定されている場合

【Fタイプ施設一覧】

所管部局	施設名称	頁
市民参画推進局	青少年会館	49～57
教育委員会事務局	神戸市立ポートアイランドホール	214～216 223～225
"	神戸市立ポートアイランドスポーツセンター	217～219 223～225
"	神戸市立図書館	226～239
建設局	相楽園	250～255
"	住吉公園テニスコート、大和公園テニスコート	288～289 292 294～296
"	大原山公園テニスコート・駐車場、掖谷公園テニスコート・駐車場	290～291 293～296
"	住吉公園駐車場、大和公園駐車場	297～301
都市計画総局	神戸市立多聞集会所	312～315
みなと総局	中突堤旅客ターミナル・ポートターミナル	340～346
"	中突堤中央ターミナル東館	358～361

## II. 監査の着眼点及び実施した手続

監査の着眼点及び実施した手続は以下のとおりである。なお、監査を実施するに当たっては、関連する資料の閲覧、関係者への質問等の他、監査の対象とした施設の現場視察を実施した。各監査対象施設の現場視察の日程は、19頁以下に記載のとおりである。

着 眼 点 (1)	指定管理者により、 <b>利用者数や利用件数</b> が適切に把握され、市に報告されているか。
監 査 手 続	(1) 利用者数や利用件数を把握するための根拠資料（使用申込書や券売機のレシート等）と日計表、月次集計、年次集計の整合性をサンプリングにより確認し、利用者数や利用件数が適切に把握されているかを確認する。 (2) (1) の月次集計、年次集計と指定管理者が市に報告する月次報告書、年度実施報告書の利用者数を照合し、指定管理者による市への利用者数や利用件数の報告が、集計資料に基づき適切に行われているかを確認する。

着 眼 点 (2)	指定管理者により、 <b>料金収入</b> が適切に把握され、市に報告されているか。
監 査 手 続	(1) 料金収入を把握するための根拠資料と日計表、月次集計、年次集計の整合性をサンプリングにより確認し、料金収入が適切に把握されているかを確認する。 (2) (1) の月次集計、年次集計と指定管理者が市に報告する月次報告書、年度実施報告書の料金収入を照合し、指定管理者による市への料金収入の報告が、集計資料に基づき適切に行われているかを確認する。

着 眼 点 (3)	指定管理者により、収支実績が適切に把握され、市に報告されているか。
監 査 手 続	<p>(1) 年度事業報告の中の収支実績と指定管理者の決算書等の会計帳簿の整合性を確認し、指定管理者による市への収支状況の報告が、適切に行われているかを確認する。</p> <p>(2) 収支実績のうち指定管理料については指定管理に関する協定書と照合し、委託費については再委託先との契約書とサンプリングにより照合し、収支実績が確証書類に基づくものであるかを確認する。</p>

着 眼 点 (4)	<b>指定管理者の選定手續</b> は、「神戸市公の施設の指定管理者制度運用指針運用マニュアル」に基づき、適切に行われているか。
監 査 手 続	<p>(1) 指定管理者の募集時の募集要領、応募状況、申込団体から提出される業務計画書・収支計画書、選定結果資料等を閲覧し、関係者へヒアリングを行い、選定手続が公平かつ公正に実施されているかを確認する。</p> <p>(2) 公募外による指定管理者の選定が行われている場合には、関連資料を査閲し、関係者へのヒアリング等を行い、その合理性を確認する。</p>

着 眼 点 (5)	<b>利用者の満足度調査</b> は、適切に行われているか。
監 査 手 続	<p>(1) 利用者の満足度調査の方法について、関係者へヒアリングを行うとともに、関連する資料を査閲し、満足度調査が適切に行われているか、また、調査結果が実態と乖離していないかを確認する。</p>

【包括外部監査人による監査対象施設の観察日】

No.	所管局	施設	平成21年度指定管理者	観察日
1	市民参画推進局	青少年会館	NPO法人こうべユースネット	10月12日
2		勤労会館本館	(財)神戸いきいき勤労財団	10月12日
3		新長田勤労市民センター	(財)神戸いきいき勤労財団	10月13日
4		ピフレホール	(財)神戸いきいき勤労財団	10月13日
5		神戸文化ホール	神戸市民文化振興財団・神戸国際会館共同事業体	10月29日
6		神戸アートビレッジセンター	大阪ガスビジネスクリエイト(株)	10月29日
7		東灘区民センター	(財)神戸市民文化振興財団	10月19日
8		灘区民ホール	国際ライフパートナー(株)	10月19日
9	産業振興局	産業振興センター	(財)神戸市産業振興財団	10月20日
10		ものづくり復興工場	(財)神戸市産業振興財団	10月20日
11		ファッション美術館	(財)神戸市産業振興財団	10月21日
12		フルーツ・フラワーパーク	(株)神戸ワイン	10月26日
13		国民宿舎須磨荘(シーバル須磨)	一栄グループ	10月27日
14		神戸国際会議場・神戸国際展示場	(財)神戸国際観光コンベンション協会	10月21日
15		須磨海滨水族園	(財)神戸国際観光コンベンション協会	10月27日
16	保健福祉局	しあわせの村	(財)こうべ市民福祉振興協会	10月19日
17		こうべ市民福祉交流センター	(社福)神戸市社会福祉協議会	10月13日
18		原田児童館	(社福)神戸市社会福祉協議会	10月13日
19		市民福祉スポーツセンター	(株)オージースポーツ	10月13日
20	消防局	防災コミュニティセンター	(財)神戸市防災安全公社	10月13日
21	教育委員会 事務局	ポートアイランドホール	(財)神戸市体育協会・(株)加藤商会・(株) 神戸国際会館共同企画	10月29日
22		ポートアイランドスポーツセンター	(財)神戸市体育協会・(株)加藤商会・(株) 神戸国際会館共同企画	10月29日
23		自然の家	(財)神戸市体育協会	10月29日
24		三宮図書館	—(平成22年度より制度導入)	10月29日
25	建設局	布引ハーブ園	清里ハーブランドパーク(株)	10月12日
26		相楽園	神戸市造園共同企業体	10月12日
27		森林植物園	(財)神戸市公園緑化協会	10月18日
28		離宮公園	(財)神戸市公園緑化協会	10月13日
29		神戸総合運動公園	(財)神戸市公園緑化協会	10月13日
30		北神戸田園スポーツ公園	神戸電鉄(株)	10月18日
31		北須磨文化センター	(財)神戸市民文化振興財団	10月13日
32		住吉公園テニスコート 大和公園テニスコート	神戸市公園緑化協会・酒井テニス企画グループ	10月12日
33		大原山公園テニスコート・駐車場 披谷公園テニスコート・駐車場	(財)神戸市公園緑化協会・ITCグループ	10月18日
34		住吉公園駐車場 大和公園駐車場	アマノ・アマノマネジメントサービス住吉 公園他指定管理者共同事業体	10月12日
35		しあわせの森(しあわせの村)	(財)こうべ市民福祉振興協会	10月19日
36	都市計画総局	市営多聞住宅	(財)神戸市住宅供給公社	9月30日
37		市営シティハイツ狩口住宅	大阪ガスセキュリティサービス(株)	9月30日
38		多聞集会所	神戸市立多聞集会所管理運営委員会	9月30日
39		まちづくり会館	(財)神戸市都市整備公社	10月19日
40	みなと総局	ポートアイランド市民広場	国際ライフパートナー(株)	10月13日
41		中突堤中央ターミナル	商船三井興産(株)	11月18日
42		震災メモリアルパーク	(社)神戸港振興協会	11月18日
43		ポートターミナル	神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体	11月18日
44		中突堤旅客ターミナル	(社)神戸港振興協会	10月13日
45		須磨ヨットハーバー	(学)ヒラタ学園	10月13日
		神戸ヘリポート	(社)神戸港振興協会	11月18日
		中突堤中央ターミナル東館	(社)神戸港振興協会	11月18日

### III. 包括外部監査の指摘事項及び意見

包括外部監査の結果、合規性や市の指定管理者に対する指導・監督の観点に照らし、問題があると判断されるものを「指摘事項」として記載している。また、公平性、効率性の観点からの問題点は、改善策を含めて「意見」として記載している。

また、重要性の観点から、監査の結果として指摘または意見するまでには至らないが、市において、今後検討をお願いしたい事項を「改善要望」として記載している。

1. <指摘事項及び意見の総括>には、2. <指定管理者制度全般の指摘事項及び意見>及び3. <各施設に関する指摘事項及び意見>を総括し、集約したものを見載している。

なお、<指摘事項及び意見の総括>は、指定管理者が市の外郭団体である場合（12頁以下のAタイプ・Bタイプ・Cタイプ）の特有の事項を明確にするため、指定管理者が市の外郭団体である場合とそれ以外に分類することが可能な事項については、区分して記載している。

#### 1. <指摘事項及び意見の総括>

##### （1）利用者数について

###### ① 指定管理者が市の外郭団体の場合の特有の事項

###### ア. 神戸市立フルーツ・フラワーパーク [Aタイプ]

FFP ファミリークラブの会員になろうとする利用者が、仮に大人 4 名で来園し、入場窓口で入園料 2,000 円を支払って、入園後に総合案内所で FFP ファミリークラブへの入会手続（年会費 2,000 円）を済ますと、その日から会員特典が受けられ、入園料の 2,000 円が返還されることになっている。即ち、年会費を支払えば当日から無料入園できることになる訳である。これは過剰サービスである。せめて初回だけでも有料とし、2 回目以降が無料ということにしないと、正規の料金を支払って入園する人が余りにも不利であり、実質的に無料入場者数を増やすことになっているのではないか。

所管部局及び施設名	指定管理者	指摘事項及び意見No.	頁
産業振興局 神戸市立フルーツ・ フラワーパーク	(株) 神戸ワイン	[指摘事項-15]	144

## ② ①以外の事項

### ア. 「踏入れ方式」による利用率

指定管理者制度を導入している施設では、1日を「午前」・「午後」・「夜間」の3コマに分けて、コマ別に利用料金を設定している場合が多い。そのような施設では、1日に1コマでも利用があれば、その日を100%利用として利用率を計算する方式（「踏入れ方式」と呼ばれている）を採用している場合もある。しかし、「踏入れ方式」により計算される利用率は利用状況の実態を正確に反映しておらず、いたずらに見せかけの利用率を開示することに繋がっていると考えられる。

従って、利用率の計算においては、全コマ数に対する利用率を用いることにより、利用状況の実態を正確に開示すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
全般	全般	〔指摘事項－4〕	34

### イ. その他施設全般

施設の利用者数は、指定管理者候補者選定委員会の評価において、指定管理者の管理運営を評価する要素の一つになっている。したがって、利用者数は、客観的な証拠に基づいて把握する必要があり、また、料金収入を收受している有料利用者数とそうでない無料利用者数は、区分して把握する必要がある。

監査の結果、合理性に疑問が残る方法により利用者数を推計している例や参考情報に過ぎない施設のロビー利用者数を利用者数に含めて報告している例が散見され、市に報告される利用者数が、結果的に水増しされていたり、あるいは、指定管理者の管理運営評価の基礎としては相応しくないものが含まれている。

市は、指定管理者に対して、利用者数の把握の仕方を書面により明示し、利用者数を適切に報告するよう、指導・監督を強化すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
市民参画推進局 青少年会館	N P O 法人こうべユースネット	〔指摘事項－8〕	56
市民参画推進局 神戸市勤労会館（本館）	(財) 神戸いきいき勤労財団	〔指摘事項－10〕	70
保健福祉局 神戸市しあわせの村 建設局 神戸市しあわせの森	(財) こうべ市民福祉振興協会	〔指摘事項－18〕	181

## （2）料金収入について

### ① 指定管理者が市の外郭団体の場合の特有の事項

#### ア. 神戸市ものづくり復興工場 [Cタイプ]

神戸市ものづくり復興工場の入居者の料金滞納は平成 10 年から発生しており、平成 22 年 3 月末での未収金は 186 百万円となっており、さらに平成 17 年度から平成 21 年度の間に不能欠損処理をした金額が 114 百万円である。  
市の債権管理が甘かったのではないか。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
産業振興局 神戸市ものづくり 復興工場	(財) 神戸市産業振興財団	〔指摘事項－13〕	131

### ② ①以外の事項

#### ア. 青少年会館 [Fタイプ]

平成 21 年度の青少年会館の利用料金収入は 3 百万円であり、有料利用者は 11 千名である。他方、登録団体の会員である無料利用者は 63 千名と計算され、当該施設の利用は圧倒的に登録団体が多いということになっている。しかも、登録団体の受付は 2 か月前の月の初日であるが、一般団体（有料）の利用申込受付は 1 か月前の月の初日となっており、有料利用者の方が不利である。これでは、青少年会館は登録団体の会員に無料で使用させるために設置されているとしか考えられない。予約受付方法には改善すべき点がある。

また、受益者負担の原則に照らして、登録団体の会員からも 1 人当たり 100 円から 150 円位の使用料は徴収すべきではないか。個人からの徴収が困難であれば、200 以上の団体が登録しているのであるから年間 3 万円から 5

万円位の団体登録料の徴収を検討すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
市民参画推進局 青少年会館	N P O 法人こうペユースネット	〔指摘事項－9〕 〔意見－6〕	56 57

#### イ. その他施設全般

施設の利用料金については前払い制度が多く採用されているが会計年度の実際利用料金を算定する際の処理方法に統一性が欠けている。年度をまたがっての未収料金、前受料金の処理並びにその管理方法につき、一定のルールを定め正確性を高めるべきである。また、有料利用者数に見合う料金収入を收受し、市に報告しているかを検証する術がない例や市へ誤った金額の料金収入を納付し、報告している例があった。

市は、指定管理者に対して、利用者数と料金収入の整合性を容易に検証できる資料を整備するよう指導・監督すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
全般	全般	〔指摘事項－5〕	35
市民参画推進局 神戸市勤労会館（本館）	（財）神戸いきいき勤労財団	〔指摘事項－11〕	70
建設局 布引ハーブ園	清里ハイランドパーク（株）	〔指摘事項－20〕	248～249
建設局 北神戸田園 スポーツ公園	神戸電鉄（株）	〔指摘事項－21〕	281

#### （3） 収支状況について

##### ① 指定管理者が市の外郭団体の場合の特有の事項

###### ア. 神戸市立フルーツ・フラワーパーク [Aタイプ]

当該施設は我が国がバブル経済の最盛期に約 300 億円を投入して建設されたもので、典型的な過大投資物件であり、市は毎年約 7 億円（指定管理料＋利用料金収入）を負担している。

管理運営する（株）神戸ワイン（神戸市が 93%を出資）は開園当初から（財）神戸みのりの公社と共同で管理委託を受託しており、引き続き平成 18

年度から単独で指定管理者となった。同社の平成19年3月期から22年3月期の決算は連續して赤字であり累積欠損金は44億円に達している。同社の収支予算書によると、当該施設で営業利益を獲得するのは大変難しいということが窺われる。

第2期の指定管理者公募要領では、「改修工事、大規模改修工事はすべて本市が行う。工事の必要性が生じた場合には、本市に依頼すること。本市は工事の依頼があった場合、計画の妥当性、必要性を判断し、予算の範囲内でこれを実施する」と記されている。

(株)神戸ワインが提出した事業計画書にも「フルーツ・フラワーパークは開園から16年が経過しており、施設・設備等の経年劣化が各所で見受けられる」と記述されている。当該施設がさらに大規模改修費が必要となった場合に、市は多額の予算を組んで、これを実施する必要性が有ると判断するのであろうか。施設の存廃をも含めた議論がなされるべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
産業振興局 神戸市立フルーツ・ フラワーパーク	(株)神戸ワイン	〔意見-10〕	145~146

#### イ. 神戸市しあわせの村〔Bタイプ〕

神戸市しあわせの村は、施設の老朽化が目立ちはじめており、利用者数及び料金収入を再び増加させるためには、近い将来、施設のリニューアルを検討する必要があるが、市の厳しい財政状況の中では、リニューアルコストの全てを賄うのは極めて難しいものと推察される。

施設のうち、民間による運営が可能な宿泊施設、温泉健康センター等については、法人格を有するSPCを事業主体としたPFI方式を活用することにより、事業者側の多様な資金調達を可能にし、また、実質的に事業を行うSPCへの出資者（設計会社、建設会社、維持管理会社、運営会社等）の責任範囲を限定することで、民間の資金、ノウハウを活用したリニューアルを行うべきである。

また、神戸市しあわせの村の施設運営コストは、指定管理者制度導入後、若干減少の傾向にあるが、コスト削減割合は高いとは言えない。福祉的配慮が求められる施設ではあるが、指定管理者が年額16億円にもなる施設運営コストの削減努力を十分に行ってきたのかについては疑問である。

市が、施設別の収支実績報告入手し、予算実績比較を施設別に行った上で、業務の効率化に関する評価を行い、次のステップとして、市と事業者が一体となって、長期的に運営コストを削減する方策を検討すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
保健福祉局 神戸市しあわせの村	(財) こうべ市民福祉振興協会	〔指摘事項－17〕	179～180
建設局 神戸市しあわせの森		〔意見－14〕	182～184

## ② ①以外の事項

### ア. 施設全般

公益法人である市の外郭団体が指定管理者となった場合には、公募要領と「公益法人会計基準」の運用指針に基づき、全体収支のみならず受託事業（指定管理事業を含む）や自主事業の事業別収支を明瞭に開示あるいは報告する必要があるが、多くの団体がそれらを十分に理解しておらず、また、遵守もしていない。

また、指定管理者が市へ提出した実績報告書を確認した結果、精算方式を採用していない施設で、実際には収支差額が生じているが、収支差額がゼロとなるように間接費を調整して計上し、調整後の収支差額ゼロの収支状況を報告している例が散見された。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
全般	全般	〔指摘事項－6〕	36
全般	全般	〔指摘事項－7〕	37
市民参画推進局 神戸市勤労会館（本館）	(財) 神戸いきいき勤労財団	〔指摘事項－12〕	71

### イ. 市営住宅〔シティハイツ以外：Cタイプ、シティハイツ：Dタイプ〕

第1期の指定管理者である神戸市住宅供給公社が団地毎の管理コストを正確に把握していなかった。

指定管理者制度の導入によりコスト削減の効果が達成されたか否かを適切に把握するため、今後、市は指定管理者に対して、市営住宅団地毎の管理コストを可能な限り正確に把握するよう指導・監督すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
都市計画総局 市営住宅	(シティハイツ以外) 神戸市住宅供給公社 (シティハイツ) 大阪ガスセキュリティ サービス(株)	[意見-19]	310~311

#### ウ. 神戸アートビレッジセンター【Dタイプ】

当該施設は平成8年の設置から15年になるが、平成17年度以降の年間支出額は殆ど一定額となっている。その内容を分析すると割合に高コスト体質になっており、この施設で料金収入を飛躍的に増加させることが難しいことを考え合せると、市の負担も年間140百万円前後が今後も続くと予想される。

利用者数や料金収入が低迷している一方、経費支出は高コスト体質になっている。当初の設置目的に照らし、市の負担が地域の振興に寄与するためのコストとして妥当なのか再検討すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
市民参画推進局 神戸アートビレッジ センター	大阪ガスピジネスクリエイト (株)	[意見-8]	105

#### (4) 指定管理者の選定について

##### ① 指定管理者が市の外郭団体の場合の特有の事項

#### ア. 神戸市立新長田勤労市民センター【Aタイプ】

市は、平成22年4月から平成26年3月までの指定管理者の公募に当たり、従前どおり市内5か所の勤労市民センターを一括して募集の対象施設としている。本年度の包括外部監査で指定管理料の各センター別の金額の開示を求めたところ、5施設一括の契約であるから、個別施設ごとの指定管理料は開示できないという回答であった。市が指定管理料を個別施設ごとに開示できないのなら、5施設一括の契約ではなしに、個別施設ごとの契約に改めて、個々の施設の収支が明瞭に把握できるようにすべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
市民参画推進局 神戸市立新長田 勤労市民センター本館 同別館(ピフレホール)	(財)神戸いきいき勤労財團	[意見-7]	93

#### イ. 東灘区民センター〔Aタイプ〕

指定管理者の選定単位が6施設一括方式となっている。講座事業の内容や講座事業収支を(財)神戸市民文化振興財団で一括管理していることから一括方式となっているのではと思われる。6施設それぞれの経営努力の結果責任を明確にするという観点から、1施設1管理とすべきである。

また、公募の際、新規参入団体にとって講座事業と貸館事業を併せて行うこととは、参入障壁になっているのではないか。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
市民参画推進局 東灘区民センター	(財)神戸市民文化振興財団	〔意見一9〕	111

#### ウ. 神戸市ものづくり復興工場〔Cタイプ〕

第2期(平成22年4月より平成26年3月迄)の指定管理者選定にあたっては、2団体から応募があり、それぞれ具体的な提案がなされた。

ところが、第1期の指定管理を受託していた(財)神戸市産業振興財団が提出した提案書類の枚数が制限枚数を超えていたとして第1次集計の得点から大幅に減点され、結果的にはそのことが原因で得点が逆転し、民間会社の神戸電鉄(株)が受託者に指定された。

枚数オーバーすればペナルティとして減点するという注意喚起も無く、枚数規定の根拠も明らかにせずに、結果的に失格と同じ扱いにしたということになり、何故このような裁定をしたのか大きな疑問が残る。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
産業振興局 神戸市ものづくり 復興工場	(財)神戸市産業振興財団	〔指摘事項-14〕	132

#### エ. 神戸国際会議場・神戸国際展示場〔Bタイプ〕

国際展示場3号館の土地は市の公用財産であるが、当該土地の上に(財)神戸国際観光コンベンション協会が平成18年5月に展示場施設用の建物を建設し、それを市が借り上げて、国際展示場3号館として開設したものである。

コンベンション協会は、国際会議場・展示場(1・2号館)の施設につき平成18年4月より指定管理者を市より受託していたので、3号館もそのまま、管理対象施設に追加した。市は、コンベンション協会に月額約8百万円の賃

料を支払っているが、この賃料算定の際の基礎となった $m^2$ あたりの再建築費は194千円となっている。これに3号館の延べ床面積5,068.71 $m^2$ を乗じると、983百万円となる。即ち、市は約10億円の資金を調達して3号館を自ら建設し、公の施設として公募すべきところをコンベンション協会に建設させて、年額約96百万円の家賃を支払っていることとなる。尚、この契約にはコンベンション協会が市に支払うべき地代は全く考慮されていない。市がコンベンション協会に仮に現在の賃料で家賃を支払続けると平成29年3月迄で1,048百万円を支払うことになり、11年弱で建設費相当額を支払ってしまうことになる。**国際展示場3号館の建物は、市が建設し、公の施設として指定管理者を公募するべきであった。**

また、国際会議場と国際展示場というそれぞれ独立した2つの施設を対象として1つの指定管理施設としている。指定管理制度の趣旨からすると、1施設・1管理が望ましく、しかも国際会議場は慢性的な赤字状態が続いている、多額の黒字が見込まれている国際展示場と合算して数値を開示するのは、透明性の観点からしても問題がある。収益力のある施設と抱き合わせの数字を公表しても問題の解決にはならない。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
産業振興局 神戸国際会議場 神戸国際展示場	(財) 神戸国際観光コンベンション協会	[指摘事項-16]	162
		[意見-11]	163

#### オ. こうべまちづくり会館 [Aタイプ]

指定管理業務のうち、まちづくり支援事業及び自主事業は、貸館事業とは異質の事業である。指定管理者である(財)神戸市都市整備公社が既に有している「まちづくりセンター」としての機能に基づく事業は公の施設を直接活用しての事業とは言えない。更に、自主事業の提案内容は指定管理者選定時の評価項目の一つとされているが、(財)神戸市都市整備公社がこれらを自主事業として提案するのであれば、指定管理者選定の際にも有利となる恐れがある。指定管理業務の範囲を貸館業務に限定し、まちづくりに係る利用を優先しながらも施設を有効に活用するために、貸館業務の運営について広く指定管理の応募者を募るべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
都市計画総局 こうべまちづくり会館	(財) 神戸市都市整備公社	[意見-20]	321~322

## ② ①以外の事項

### ア. 市営住宅〔シティハイツ以外：Cタイプ、シティハイツ：Dタイプ〕

第2期の指定管理者応募要領に記載の選定方法では、一つの地域で優先交渉権者となった法人等は、原則、他の地域において優先交渉権者となることができない旨が記載されている。市営住宅の運営管理に最も優れた内容の提案をしているにも関わらず、「一地域で優先交渉権者となった」という理由のみでその業者を排除し次点以下の業者から選定する方法は、公平性・効率性の観点から疑問が残る。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
都市計画総局 市営住宅	(シティハイツ以外) 神戸市住宅供給公社 (シティハイツ) 大阪ガスセキュリティ サービス(株)	〔指摘事項-22〕	308~309

### イ. 施設全般

指定管理者制度の目的は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることであり、市のホームページにおいても同様のことが謳われている。しかし、その実態は、指定管理者制度導入後も、多くの場合、市の外郭団体が引き続き指定管理者に選定されている。

市は、指定管理者制度の趣旨に立ち返り、民間事業者等がより参入しやすい選定手続へ見直すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
全般	全般	〔意見-2〕	38~40

### (5) 満足度調査について

利用度満足度調査の多くは、指定管理者自らがアンケート用紙の配布、収集、分析等を行っていることから、調査結果には客觀性や信頼性が欠如している。

また、アンケート調査の結果は、施設の運営に肯定的な回答ばかりが目立ち、その割に利用者数が伸びておらず、単なる自己満足的、換言すれば、自画自賛をしているに過ぎないのではないか。

公平な第三者機関に委託し、客観的な調査を実施し、それを分析することによって、効果的な満足度調査になるようにすべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
全般	全般	〔意見一③〕	41

#### (6) 指定管理者候補者選定委員会の評価について

平成21年度の指定管理者の管理運営に対する評価結果は、高評価に著しく偏っており、評価結果が今後の管理運営の向上に資する内容とはなっていない。適切に把握されているとは言い難い利用状況や、利用者が実際に感じた満足度よりも高く算定される「お手盛り」の満足度調査結果等を基礎とした評価を行っており、指定管理者候補者選定委員会の評価は市民にとって全く信頼出来ないものとなっている。

市は、評価対象項目に関連する情報を適切に把握又は算定することは勿論のこと、一般市民からモニターを募り、利用者の視点によるシビアな意見を入手し、実効性のある評価が行われるような体制を整備すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
全般	全般	〔意見一④〕	42~44

#### (7) その他

##### ① 指定管理者が市の外郭団体の場合の特有の事項

###### ア. 森林植物園〔Aタイプ〕及び離宮公園〔Bタイプ〕

指定管理者制度に民間事業者等の独自の創意工夫とコスト削減努力が發揮されることを期待するのは必要ではあるが、他方、中・長期的な運営計画や高度な管理・観察体制に基づく継続的かつ安定的なサービスの提供が強く求められる施設も存在するのである。

森林植物園及び離宮公園は、4年毎に管理者を選定するという指定管理者制度には馴じまない施設であると考えられることから、施設の運営方法について検討すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
建設局 森林植物園	(財) 神戸市公園緑化協会	[意見ー18]	273~274
建設局 離宮公園	(財) 神戸市公園緑化協会		

#### イ. 神戸市立児童館（市社協が運営するもの）【Aタイプ】

児童館は、地域における子育て支援の拠点として、少子化対策や女性の社会進出のためには欠かせない施設であり、遊びを通じた児童の健全な成長を促し、また、保護者が安心して子供を預けることのできる体制を整備する必要があるが、指定管理者制度の目的の一つであるコストダウンだけを追求した場合には、上記の理念に反し、サービスの質の低下を招きかねない。また、児童館の運営には、一定の専門性を備えた人材を継続的・安定的に確保する必要があると考えられる。

従って、神戸市立児童館は、コストダウンを重視する民間事業者を前提とした指定管理者制度に馴じまない施設であると考えられる。市においては、将来的に児童館のサービスの質の低下を招くことのないよう、児童館の役割に応じたより適切な施設の運営方法について検討すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
保健福祉局 神戸市立児童館（市社協が運営するもの）	(社福) 神戸市社会福祉協議会	[意見ー15]	196~199

#### ウ. 神戸市防災コミュニティセンター【Cタイプ】

休館日は別として、毎日、夜間に管理人を施設に配置する現行の管理体制は再考すべきである。

また、消防署の上階にあるため、限定的な利用しか出来ないにも関わらず、市が何故、当施設を設置したのかについては疑問である。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
消防局 神戸市防災 コミュニティセンター	(財) 神戸市防災安全公社	[指摘事項ー19]	211
		[意見ー16]	212

#### エ. 須磨海浜水族園【Cタイプ】

平成 22 年度から指定管理者が市の外郭団体から民間会社 3 社による特定

業務共同事業体に変更された。同園には平成 22 年 3 月末の時点で 51 名の職員が勤務していたが、このうち新指定管理者に引き継がれたのは 30 名である。そのうち 16 名が 4 年間の有期契約職員で、残りの 14 名は契約社員の身分で新指定管理者に引き継がれたが、4 年先の雇用が不安定であることは事実である。指定管理者が交替する場合に、雇用が継続されないこととなる職員の処遇については十分な配慮がなされるべきである。

また、須磨海浜水族園に平成 12 年 5 月に開設されたアマゾン館は、(財)神戸国際観光コンベンション協会が建設した建物を市が借り上げ、他の施設と一体で管理委託(現在は指定管理)の施設として供用しているものである。

市はコンベンション協会に対して賃料を払い続けており、開設以降、平成 22 年 3 月迄の支払総額は 6 億 1 千万円になる。賃料計算の根拠としている建物の再建築費用から逆算した取得価額は、6 億 7 千円強と推定されるので、あと 1~2 年で市の支払総額は取得価額に達することになる。本来は市が建設すべき施設を便宜的に外郭団体に依頼したのであれば、外郭団体が自治体の求めに応じて先行取得(或いは、整備)した後に買戻す際は、金利その他諸経費を上乗せするのと同様の計算により算出した金額で早急に買戻すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
産業振興推進局 須磨海浜水族園	(財) 神戸国際観光コンベンション協会	〔意見-12〕	170
		〔意見-13〕	171

## ② ①以外の事項

### ア. 神戸市立図書館 [F タイプ]

神戸市立図書館は、図書館司書等の専門職員により運営されているため、図書館以外への人材の配置転換が進みにくく、施設運営コストを全体として削減するのは、短期的には相当困難なものと考えられる。また、そもそも、神戸市立図書館には、選書や資料の収集など、教育・文化的に配慮が必要な業務が存在し、中・長期的な視点に立ち、業務を行わなければ、サービス質の低下を招きかねない。

従って、神戸市立図書館は、4 年毎に管理者を選定するという指定管理者制度に馴じまない施設であると考えられることから、施設の運用方法について検討すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
教育委員会事務局 神戸市立図書館	神戸新聞・T R C グループ 他	〔意見-17〕	234~239

#### イ. 「公の施設 調査表」

毎年「公の施設」に該当するか否かの見直しを行い、該当する施設については「公の施設の管理運営チェック」を行うとともに、「公の施設 調査票」を作成し、その検討資料を第三者が検証できるように適切に保管しておくべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	頁
全般	全般	〔意見-5〕	45

## 2. <指定管理者制度全般の指摘事項及び意見>

### (1) 「踏入れ方式」による利用率について

〔指摘事項－4〕 「踏入れ方式」による利用率は、いたずらに見せかけの利用率を開示することに繋がるため、全コマ数に対する利用率を用いることにより、利用状況の実態を正確に開示すべきである。

指定管理者制度を導入している施設では、1日を「午前」・「午後」・「夜間」の3コマに分けて、コマ別に利用料金を設定している場合が多い。そのような施設では、1日に1コマでも利用があれば、その日を100%利用として利用率を計算する方式（「踏入れ方式」と呼ばれている）を採用している場合もある。しかし、「踏入れ方式」により計算される利用率は利用状況の実態を正確に反映しておらず、いたずらに見せかけの利用率を開示することに繋がっていると考えられる。従って、利用率の計算においては、全コマ数に対する利用率を用いることにより、利用状況の実態を正確に開示すべきである。

【踏入れ方式により利用率を算出している施設】

所管部局及び施設名	指定管理者	頁
市民参画推進局 神戸文化ホール	(財) 神戸市民文化振興財団・ 神戸国際会館共同事業体	94～99
産業振興局 産業振興センター	(財) 神戸市産業振興財団	119～125

## (2) 料金収入について

**[指摘事項－5]** 市は、指定管理者に対して、利用者数と料金収入の整合性を容易に検証できる資料を整備するよう指導・監督すべきである。

本来、施設の利用者数（利用件数）と料金収入は相関関係を有しており、以下の計算式が成立すると言える。

$$\text{利用者数（利用件数）} \times 1\text{人（1件）当たり料金単価} = \text{料金収入}$$

指定管理者制度を導入している施設では、コマ別に利用料金を設定している施設や、利用者の中に無料又は減免利用者が含まれる施設も多数存在している。従って、市は、指定管理者に対して、利用者数と料金収入との整合性を容易に検証できるように、正規料金を支払った利用者と無料又は減免利用者の区分を明確にするとともに、料金区分別及びコマ別に上記計算式により算定された料金収入が、日報、月報さらには年次集計資料に繋がるかたちで資料を整備するよう指導・監督すべきである。

このことは、従来、施設の料金収入を市の歳入とする「使用料施設」が多数を占めていたが、指定管理料を減額する一方、施設の料金収入を施設の管理受託者が收受する「利用料金制度」が多くの施設で採用されるようになったため、事後的な検証可能性を担保する上で特に重要である。

### (3) 収支状況の報告について

**[指摘事項－6]** 公益法人である市の外郭団体が指定管理者となった場合には、公募要領と「公益法人会計基準」の運用指針に基づき、全体収支のみならず受託事業（指定管理事業を含む）や自主事業の事業別収支を明瞭に開示あるいは報告する必要があるが、多くの団体がそれらを十分に理解しておらず、また、遵守もしていない。

指定管理者に選定されている市の外郭団体の多くは、公益法人（社団法人や財団法人）である。

公益法人は、公益法人改革による公益財団法人に移行するための準備中であるが、「公益法人会計基準」の運用指針（平成20年4月 内閣府公益認定等委員会）によると、（様式2－3）で「公益社団・公益財団の会計区分については、正味財産増減計算書の内訳表として以下のように表示する。なお、会計区分のうち公益目的事業内の区分については、法人が事業の内容に即して集計単位を定めることができる。」として様式が定められており、市の外郭団体で公益法人の認定を受けようとする法人は、この様式に合った書類を作成しなければならない。

また、これら公益法人を含む指定管理者は、年度の事業報告書を市に提出することが求められているが、この報告書作成の際の経理処理について、「法人等の経理とは別に委託事業単独の経理処理を行い、さらに、委託事業及び自主事業について、それぞれ区分経理を行うべき」旨、公募要領上の記載があり、上記「公益法人会計基準」の運用指針と全く同一の趣旨であるが、事業別収支の明瞭開示が求められている。

公益法人である市の外郭団体が指定管理者となった場合には、このように、公募要領と「公益法人会計基準」の運用指針に基づき、全体収支のみならず受託事業（指定管理事業を含む）や自主事業の事業別収支を明瞭に開示あるいは報告する必要があるが、多くの団体がそれらを十分に理解しておらず、また、遵守もしていない。猛省を促すところである。

**〔指摘事項－7〕 指定管理者が市へ提出した実績報告書上、精算方式を採用していない施設で、実際には収支差額が生じているが、収支差額がゼロとなるように間接費を調整して計上し、調整後の収支差額ゼロの収支状況を報告している例が散見された。市は指定管理者に対し、間接費の配賦計算の基準を明確にするよう指導・監督すべきである。**

市は、指定管理者との間で指定管理協定書（以下、協定書）を締結しているが、協定書において、指定管理者は各施設の指定管理業務の収支状況を市へ報告することが義務付けられている。協定書上、精算方式を採用している場合には、収支差額は資金精算され、収支差額は最終的にゼロとなるが、精算方式を採用していない場合には、通常、収支差額が生じることになる。

指定管理者が市へ提出した実績報告書を確認した結果、精算方式を採用していない施設で、実際には収支差額が生じているが、収支差額がゼロとなるように間接費を調整して計上し、調整後の収支差額ゼロの収支状況を報告している例が散見された。

市は指定管理業務の収支の実態を把握することができず、指定管理者を指導・監督することができず問題である。

**市は指定管理者に対し、間接費の配賦計算の基準を明確にするよう指導・監督すべきである。**

**【実績報告書に調整後の収支差額ゼロの収支状況を記載している施設】**

所管部局及び施設名	指定管理者	頁
教育委員会事務局 神戸市立ポート アイランドホール	(財) 神戸市体育協会・ (株) 加藤商会・ (株) 神戸国際会館共同企画	214～216 223～225
教育委員会事務局 神戸市立ポート アイランド スポーツセンター	(財) 神戸市体育協会・ (株) 加藤商会・ (株) 神戸国際会館共同企画	217～219 223～225
教育委員会事務局 神戸市立自然の家	(財) 神戸市体育協会	220～225
みなと総局 中突堤中央ターミナル (かもめりあ)	商船三井興産（株）	329～334
みなと総局 震災メモリアルパーク	(社) 神戸港振興協会	335～339

#### (4) 指定管理者の選定方法について

[意見ー2] 市は、指定管理者制度の趣旨に立ち返り、民間事業者等がより参入しやすい選定手続へ見直すべきである。

(図表ー1)は、包括外部監査の対象とした施設につき、各指定期間における公募時の応募団体数を調査し、分類した表である。また、(図表ー2)は、(図表ー1)につき、各施設の名称及び指定管理者を明示した表である。

2つの表からは、以下の3つの事実が浮かび上がってくる。

- ① 第1期、第2期ともに、施設の50%以上の指定管理者に、市の外郭団体（市の外郭団体が共同事業体の構成員である場合を含む。以下、同様。）が選定されている。
- ② 応募団体数が少数の施設は、市の外郭団体が指定管理者に選定される場合が圧倒的に多い。
- ③ 第2期は、応募団体数が多数（4団体又は5団体以上）の施設が第1期と比較して大きく減少している。

先に述べたとおり、指定管理者制度の目的は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、**公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ること**であり、**市のホームページにおいても同様のことが謳われている**。しかし、その実態は上記①・②に記載のとおり、指定管理者制度導入後も、多くの場合、**市の外郭団体が引き続き指定管理者に選定されている**。

施設の管理運営業務により想定通りの利益を收受出来ない可能性が高いと判断し、応募を見送った民間事業者も存在すると思われるが、新たに参入を検討する民間事業者等の立場からは、過去から継続して市の外郭団体が管理を受託している場合が多く、市の外郭団体と共に応募しない限り、指定管理者に選定される可能性が極めて低いのではないかとの印象を持たざるを得ず、また、複数の施設を一括して指定管理対象施設として公募する場合もあることから、施設や業務の規模が自らの管理能力を遙かに超えていると判断し、応募を断念しているのではないだろうか。すなわち、指定管理者制度導入後も、多くの場合、**市の外郭団体が引き続き指定管理者に選定されている事実や、複数施設を一括して指定管理対象施設とすることによる業務の肥大化が民間事業者等にとって「見えざる参入**

「障壁」として立ちはだかった結果、上記③に記載のとおり、応募団体数が多数（4団体又は5団体以上）の施設が第1期と比較して大きく減少していると考えられる。

上記の事実を勘案すれば、市における指定管理者の選定手続は、先に述べた公の施設の指定管理者制度運用指針に従っていたとしても、公平性、透明性、客観性に疑問が残る。

従って、市は、指定管理者制度の趣旨に立ち返り、民間事業者等がより参入しやすい選定手続へ見直すべきである。

(図表-1)

(単位：施設数)

	公 募 時 の 提 案 書 提 出 团 体 数					
	1団体	2団体	3団体	4団体	5団体以上	合 計
第1期	10 (8)	9 (6)	11 (3)	8 (6)	14 (7)	52 (30)
第2期	13 (10)	10 (8)	11 (4)	6 (1)	3 (0)	43 (23)
合 計	23 (18)	19 (14)	22 (7)	14 (7)	17 (7)	95 (53)

(注1) 上表の施設数は、包括外部監査の対象とした施設を公募の募集単位により集計している。

(注2) 公募によらず指定管理者の選定が行われた施設は、「応募団体数が1団体」に含めて表示している。

(注3) 括弧内は、市の外郭団体（市の外郭団体が共同事業体の構成員である場合を含む）が指定管理者に選定された施設数を示す。

(図表-2)

第1期公募時の提案書提出団体数					第2期公募時の提案書提出団体数				
1団体	2団体	3団体	4団体	5団体	1団体	2団体	3団体	4団体	5団体
建設局 布引ハーブ園 【指定管理者】 清里ハイランドパーク	市民参画推進局 青少年会館 【指定管理者】 特定非営利法人 こうべユースネット	教育委員会事務局 垂水図書館 【指定管理者】 神戸新聞・TRCグループ	建設局 相楽園 【指定管理者】 神戸市造園共同事業体	教育委員会事務局 北神戸田園スポーツ公園 【指定管理者】 神戸電鉄	市民参画推進局 神戸アートビレッジセンター 【指定管理者】 大阪ガスビジネスクリエイト	建設局 垂水図書館 【指定管理者】 神戸新聞・TRCグループ	建設局 相楽園 【指定管理者】 神戸市造園共同事業体	都市計画総局 多聞集会所 【指定管理者】 神戸市立多聞集会所管理運営委員会	産業振興局 須磨海浜水族園 【指定管理者】 ケイコ・名鉄イン・アクト・特定業務共同事業体
都市計画総局 多聞集会所 【指定管理者】 神戸市立多聞集会所 管理運営委員会	教育委員会事務局 新長田図書館 【指定管理者】 図書館流通センター	市民参画推進局 西図書館 【指定管理者】 神戸新聞・TRCグループ	市民参画推進局 北突堤中央ターミナル 【指定管理者】 大阪ガスセキュリティサービス	市民参画推進局 市営住宅（シティハイツ） 【指定管理者】 大阪ガスセキュリティサービス	保健福祉局 しあわせの村 【指定管理者】 こうべ市民福祉振興協会	市民参画推進局 新長田勤労市民センター本館 【指定管理者】 神戸いきいき勤労財団	市民参画推進局 ポートアイランド市民広場 【指定管理者】 国際警備保障（現：国際ライフパートナー）	市民参画推進局 東灘区民センター 【指定管理者】 神戸市民文化振興財団	保健福祉局 北須磨文化センター 【指定管理者】 シンコースポーツ・日本管財グループ
保健福祉局 市社協が運営する児童館 【指定管理者】 神戸市社会福祉協議会	教育委員会事務局 三宮図書館 【指定管理者】 神戸新聞・TRCグループ	教育委員会事務局 兵庫図書館 【指定管理者】 大新東グループ	市民参画推進局 中突堤中央ターミナル 【指定管理者】 大阪ガスセキュリティサービス	市民参画推進局 勤労会館本館 【指定管理者】 ヒラタ学園	教育委員会事務局 北国際勤労市民センター本館 【指定管理者】 神戸市体育協会・加藤商会・神戸国際会館共同企画	教育委員会事務局 須磨図書館（北神分館含む） 【指定管理者】 大新東グループ	市民参画推進局 産業振興センター 【指定管理者】 神戸市産業振興財団	市民参画推進局 フルーツ・フラワーパーク 【指定管理者】 神戸ワイン	都市計画総局 ファッショントピア 【指定管理者】 神戸市産業振興財団
教育委員会事務局 ポートアイランドホール 【指定管理者】 神戸市体育協会・加藤商会・神戸国際会館共同企画	市民参画推進局 ビブレホール 【指定管理者】 神戸新聞・TRCグループ	教育委員会事務局 須磨図書館 【指定管理者】 神戸いきいき勤労財団	市民参画推進局 神戸国際会議場・神戸国際展示場 【指定管理者】 神戸国際観光コンベンション協会	市民参画推進局 自然の家 【指定管理者】 神戸市社会福祉協議会	建設局 神戸総合運動公園 【指定管理者】 神戸市公園緑化協会	教育委員会事務局 北突堤中央ターミナル 【指定管理者】 神戸市社会福祉協議会	保健福祉局 ものづくり復興工場 【指定管理者】 神戸いきいき勤労財団	市民参画推進局 ボートアイランド市民広場 【指定管理者】 神戸市体育協会・加藤商会共同企画	産業振興局 北須磨文化センター 【指定管理者】 シンコースポーツ・日本管財グループ
建設局 神戸総合運動公園 【指定管理者】 神戸市公園緑化協会	市民参画推進局 東灘区民センター 【指定管理者】 神戸市民文化振興財团	建設局 住吉公園・大和公園駆車場 【指定管理者】 77・77/88 ノンオフ・住吉公園他指定管理者共同事業体	市民参画推進局 こうべ市民福祉交流センター 【指定管理者】 神戸市社会福祉協議会	保健福祉局 自然の家 【指定管理者】 神戸市社会福祉協議会	建設局 住吉公園・大和公園駆車場 【指定管理者】 神戸市民文化振興財团	教育委員会事務局 防災コミュニティセンター 【指定管理者】 神戸市防災安全公社	保健福祉局 北須磨文化センター 【指定管理者】 神戸市民文化振興財团	市民参画推進局 ボートアイランド市民広場 【指定管理者】 神戸市体育協会・加藤商会共同企画	都市計画総局 ファッショントピア 【指定管理者】 神戸市産業振興財団
建設局 住吉公園・大和公園駆車場 【指定管理者】 神戸市公園緑化協会・酒井テニス企画グループ	産業振興局 フルーツ・フラワーパーク 【指定管理者】 神戸ワイン	建設局 森林植物園 【指定管理者】 神戸市公園緑化協会	消防局 防災コミュニティセンター 【指定管理者】 神戸市防災安全公社	建設局 自然の家 【指定管理者】 神戸市社会福祉協議会	市民参画推進局 東灘区民センター 【指定管理者】 神戸市社会福祉協議会	建設局 北須磨文化センター 【指定管理者】 神戸市社会福祉協議会	保健福祉局 市社協が運営する児童館 【指定管理者】 神戸市社会福祉協議会	市民参画推進局 ボートアイランド市民広場 【指定管理者】 神戸市体育協会・加藤商会共同企画	産業振興局 北須磨文化センター 【指定管理者】 シンコースポーツ・日本管財グループ
建設局 大原山公園・被谷公園駆車場 【指定管理者】 神戸市公園緑化協会・ITCグループ	産業振興局 須磨海浜水族園 【指定管理者】 神戸国際観光コンベンション協会	建設局 森林植物園 【指定管理者】 神戸市公園緑化協会	消防局 防災コミュニティセンター 【指定管理者】 神戸市防災安全公社	建設局 自然の家 【指定管理者】 神戸市社会福祉協議会	市民参画推進局 中突堤旅客ターミナル・ポートマーチ 【指定管理者】 神戸港振興協会	建設局 北須磨文化センター 【指定管理者】 神戸市社会福祉協議会	保健福祉局 市社協が運営する児童館 【指定管理者】 神戸市社会福祉協議会	市民参画推進局 ボートアイランド市民広場 【指定管理者】 神戸市体育協会・加藤商会共同企画	都市計画総局 ファッショントピア 【指定管理者】 神戸市産業振興財団
建設局 市営住宅（シティハイツ以外） 【指定管理者】 神戸市住宅供給公社	みと總局 中突堤旅客ターミナル・ポートマーチ 【指定管理者】 神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体	建設局 森林植物園 【指定管理者】 神戸市公園緑化協会	消防局 防災コミュニティセンター 【指定管理者】 神戸市防災安全公社	建設局 自然の家 【指定管理者】 神戸市社会福祉協議会	都市計画総局 こうべまちづくり会館 【指定管理者】 神戸港振興協会	建設局 北須磨文化センター 【指定管理者】 神戸市社会福祉協議会	保健福祉局 市社協が運営する児童館 【指定管理者】 神戸市社会福祉協議会	市民参画推進局 ボートアイランド市民広場 【指定管理者】 神戸市体育協会・加藤商会共同企画	都市計画総局 ファッショントピア 【指定管理者】 神戸市産業振興財団
民間団体選定：2施設 外郭団体選定：8施設 合計：10施設	民間団体選定：3施設 外郭団体選定：6施設 合計：9施設	民間団体選定：8施設 外郭団体選定：6施設 合計：11施設	民間団体選定：2施設 外郭団体選定：7施設 合計：8施設	民間団体選定：7施設 外郭団体選定：10施設 合計：14施設	民間団体選定：2施設 外郭団体選定：10施設 合計：13施設	民間団体選定：3施設 外郭団体選定：8施設 合計：10施設	民間団体選定：2施設 外郭団体選定：4施設 合計：11施設	民間団体選定：5施設 外郭団体選定：1施設 合計：6施設	民間団体選定：3施設 外郭団体選定：0施設 合計：3施設

(注) 網掛けの施設は、市の外郭団体（市の外郭団体が共同事業体の構成員である場合を含む）が指定管理者に選定されている施設

## (5) 満足度調査について

〔意見ー3〕 満足度調査については、公平な第三者機関に委託し、客観的な調査を実施し、それを分析することによって、効果的な満足度調査になるようにすべきである。

指定管理者制度導入施設については、施設の利用者に対するアンケート調査（利用者満足度調査）を行っている。利用者満足度調査の結果は、先に述べた指定管理者の管理運営評価項目の重要な要素となっていることから、満足度調査結果には客觀性が強く求められ、また、指定管理者は満足度調査の結果を有効に活用して、利用者数や料金収入の増加につながる施策を講じることが求められる。

しかし、その多くは、指定管理者自らがアンケート用紙の配布、収集、分析等を行っていることから、調査結果には客觀性や信頼性が欠如している。

また、アンケート調査の結果は、施設の運営に肯定的な回答ばかりが目立ち、その割に利用者数が伸びていない。これでは、アンケート調査をすることによって施設運営に役立つ市民の声を引き出し、その結果として、リピーターを増やしたり、新規来場者の掘り起こしをするということにはつながらない。単なる自己満足的、換言すれば、自画自賛をしているに過ぎないのでないか。

例えば、調査項目につき、「よい」・「普通」・「悪い」の選択肢を設けて回答する形式を採用し、以下の計算式により満足度を算出している部局も見受けられる。

$$\text{満足度} = \frac{\text{満足（よい）} + \text{普通}}{\text{満足（よい）} + \text{普通} + \text{不満（悪い）}}$$

上記計算式によれば、「普通」と回答した利用者についても「満足」したとして取り扱われるが、回答者の半数弱が「普通」と回答しているにも関わらず満足度が99%と算出されて施設も存在するなど、実態とは乖離している

満足度調査については、公平な第三者機関に委託し、客観的な調査を実施し、それを分析することによって、効果的な満足度調査になるようにすべきである。

## (6) 指定管理者候補者選定委員会の評価について

**[意見ー4]** 市は、評価対象項目に関連する情報を適切に把握又は算定することは勿論のこと、一般市民からモニターを募り、利用者の視点によるシビアな意見を入手し、実効性のある評価が行われるような体制を整備すべきである。

市では、指定管理者制度の趣旨である市民サービスの向上及びコスト削減が適切に図られているかを検証し、その結果を今後の管理運営に反映していくことで指定管理者制度に関する PDCA サイクルを着実に実行し、市民サービスの一層の向上を図るために、指定管理者の管理運営に対する評価を毎年度実施している。次頁以下の表は、平成 21 年度の指定管理者の管理運営に対する評価結果である。

評価の方法は、各局に設置している指定管理者候補者選定委員会<sup>(注1)</sup>において、施設が適正に管理されているかどうかを確認するとともに、利用者満足度調査の結果や主な苦情とその対応などをもとに、管理運営に対する評価を行っている。さらに公募施設では、平成 21 年度の運営実績（運営状況、利用状況、収支状況）について、指定管理者からの提案内容の達成度や過去の運営実績との比較などを踏まえた総合的な評価（上から AAA、AA、A、B、C の 5 段階評価）<sup>(注2)</sup>を行っている。

評価結果を査閲したところ、実際には、各施設の指定管理者制度について後述するような問題が内在しているにも関わらず、評価結果は、44 頁表のとおり、「AA」及び「A」に偏っており、評価結果が今後の管理運営の向上に資する内容とはなっていない。市は利用状況（利用者数や利用率など）の向上や利用料収入額の増加、サービス内容の充実、高い利用者満足度などが評価されたとしているが<sup>(注3)</sup>、水増しされた利用状況や、「お手盛り」の満足度調査結果等を基礎とした評価を行っており、指定管理者候補者選定委員会の評価は市民にとって全く信頼出来ないものとなっている。

市は、評価対象項目に関連する情報を適切に把握又は算定することは勿論のこと、一般市民からモニターを募り、利用者の視点によるシビアな意見を入手し、実効性のある評価が行われるような体制を整備すべきである。

(注 1) 指定管理者候補者選定委員会

選定委員会は、複数の外部委員及び 1 人の内部委員で構成。外部委員が委員長に就任。

(注 2) 5 段階評価の内容

提案内容の達成度や過去の運営実績との比較などを踏まえて、概ね良好な管理運営がなされているとの評価を「A」とし、それをやや上回るものを「AA」、上回るものを「AAA」とする一方、やや下回るものを「B」、下回るものを「C」としている。

(注 3) 評価結果の概要

市は、平成 22 年 9 月 9 日に公表した「指定管理者の管理運営に対する評価結果の公表について」において、評価結果の概要を以下のとおり説明している。

#### 4. 評価結果の概要

(1) 公募施設（200 施設）の評価結果

(前略) 「A」以上の評価を受けた施設においては、当該指定管理者が選定された根拠である提案内容に基づいた管理運営が行われており、指定管理移行前の状況や昨年度の運営実績と比較して、サービス内容の充実や高い利用者満足度などを示した施設が多く、指定管理者制度導入の効果が顕在化しているといえる。

特に、提案内容を上回る管理運営であったと評価された「AA」の施設（55 施設）については、主に①利用状況（利用者数や利用率など）の向上や利用料収入額の増加、②講座・イベントや自主事業の拡充、③利用者ニーズに合わせた創意工夫、④高い利用者満足度などが高く評価された。

平成 21 年度管理運営評価

AA	55 施設
A	145 施設
計	200 施設

(2) 公募外施設（465 施設）の評価結果

各施設において、所管課による履行確認により、概ね適正な管理運営が確保されたことが確認された。また、利用者満足度調査でも概ね良好な満足度が示されており、サービスの維持・向上が図られたとの評価となった。

【包括外部監査の対象とした公の施設の管理運営に対する評価結果一覧】

所管局	施設名	施設数	指定管理者	21年度 管理運営評価	(参考) 20年度 管理運営評価
市民参画推進局	勤労市民センター	4	(財)神戸いきいき勤労財団	AA	A
	勤労会館	1	(財)神戸いきいき勤労財団	A	A
	青少年会館	1	NPO法人こうべユースネット	A	A
	神戸文化ホール	1	神戸市民文化振興財団・ 神戸国際会館共同事業体	A	AA
	神戸アートビレッジセンター	1	大阪ガスビジネスクリエイト㈱	A	AA
	区民センター	6	(財)神戸市民文化振興財団	A	AA
	灘区民ホール	1	国際ライフパートナー㈱	A	A
	東灘区民センター小ホール	1	NPO コミュニティ・サポートセンター神戸	AA	AA
保健福祉局	しあわせの村	1	(財)こうべ市民福祉振興協会	A	A
	こうべ市民福祉交流センター	1	(社福)神戸市社会福祉協議会	A	A
	市民福祉スポーツセンター	1	(株)オージースポーツ	A	A
産業振興局	産業振興センター	1	(財)神戸市産業振興財団	A	A
	ものづくり復興工場	1	(財)神戸市産業振興財団	A	A
	ファッショング美術館	1	(財)神戸市産業振興財団	AA	A
	フルーツ・フラワーパーク	1	㈱神戸ワイン	A	A
	国民宿舎須磨荘(シーパル須磨)	1	一栄グループ	A	A
	須磨海滨水族園	1	(財)神戸国際観光コンベンション協会	AA	AA
建設局	神戸国際会議場・神戸国際展示場	2	(財)神戸国際観光コンベンション協会	A	A
	離宮公園	1	(財)神戸市公園緑化協会	A	AA
	森林植物園	1	(財)神戸市公園緑化協会	A	A
	相楽園	1	神戸市造園共同企業体	AA	A
	北神戸田園スポーツ公園	1	神戸電鉄㈱	A	AA
	布引ハーブ園	1	清里ハイランドパーク㈱	A	A
	北須磨文化センター	1	(財)神戸市民文化振興財団	A	A
	しあわせの森(しあわせの村)	1	(財)こうべ市民福祉振興協会	A	A
	神戸総合運動公園	1	(財)神戸市公園緑化協会	AA	AA
	大原山公園及び掖谷公園テニスコート・駐車場	2	(財)神戸市公園緑化協会・ITCグループ	A	-
	住吉公園及び大和公園テニスコート	1	(財)神戸市公園緑化協会・ 酒井テニス企画グループ	A	-
	住吉公園及び大和公園駐車場	1	アマノ・アマノマネージメントサービス 住吉公園他指定管理者共同事業体	A	-
都市計画総局	まちづくり会館	1	(財)神戸市都市整備公社	AA	AA
	シティハイツ	9	大阪ガスセキュリティサービス㈱	A	AA
みなと総局	中突堤中央ターミナル(かもめりあ)	1	商船三井興産㈱	A	A
	震災メモリアルパーク	1	(社)神戸港振興協会	A	A
	中突堤中央ターミナル東館	1	(社)神戸港振興協会	A	A
	神戸ヘリポート	1	(学)ヒラタ学園	A	B
	中突堤旅客ターミナル・ポートターミナル	2	神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体	A	A
	須磨ヨットハーバー	1	(社)神戸港振興協会	A	A
	ポートアイランド市民広場	1	国際ライフパートナー㈱	A	A
消防局	防災コミュニティセンター	1	(財)神戸市防災安全公社	AA	AA
教育委員会	ポートアイランドホール・ ポートアイランドスポーツセンター	2	(財)神戸市体育協会・㈱加藤商会・ ㈱神戸国際会館共同企画	A	A
	自然の家	1	(財)神戸市体育協会	AA	AA

## (7) 「公の施設 調査票」の作成時の検討状況について

〔意見ー5〕 每年「公の施設」に該当するか否かの見直しを行い、該当する施設については「公の施設の管理運営チェック」を行うとともに、「公の施設 調査票」を作成し、その検討資料を第三者が検証できるように適切に保管しておくべきである。

4頁以下に記載の「公の施設 調査票」の作成の前提となる「公の施設」に該当するか否かの判断状況と「公の施設の管理運営チェック」の状況を示す資料を各部局に依頼したが、指定管理者制度導入初年度に検討を行ったのみで、その資料は保管年限を経過したために廃棄しており残っていない、さらに、平成22年度以降の指定管理者の契約更新にあたっては、「公の施設」に該当するか否かの見直しや「公の施設の管理運営チェック」は行っていないなどの回答があり、当該資料を入手することは出来なかった。

「公の施設」に該当するか否か、「公の施設の管理運営チェック」は、各施設へ指定管理者制度を導入するか否かの判断の前提となる非常に重要な検討事項である。また、施設の運営・利用状況も時の経過により変化するものであるから、毎年「公の施設」に該当するか否かの見直しを行い、該当する施設については「公の施設の管理運営チェック」を行うとともに、「公の施設 調査票」を作成し、その検討資料を第三者が検証できるように適切に保管しておくべきである。

### 3. <各施設に関する指摘事項及び意見>

監査対象部局の冒頭頁には、「局別指定管理者制度導入施設一覧表」を掲載し、同表上、監査の対象とした公の施設（19 頁の 45 施設）については№を付している。そして、当該施設別に、1. 概況、2. 監査の結果と指摘事項及び意見をそれぞれ記載している。

#### 【局別指定管理者制度導入施設一覧表】

記載項目のうち、「タイプA～F」は、12 頁以下の「市における指定管理導入施設の分類」に基づく施設タイプである。また、「選定方法」には、公募と随意契約のいずれかを記載しており、「応募数」は、公募の場合、平成 21 年度以前に実施された直近の公募における応募団体数を記載し、随意契約の場合、1 件と記載している。さらに「備考」には、監査対象施設固有の指摘事項及び意見の番号を記載している。なお、38 頁～44 頁の【意見一②】【意見一③】【意見一④】は監査対象施設全般に関する意見であり、「備考」への記載を省略している。

#### 【監査対象部局】

[1]	市民参画推進局	48頁	～	117頁
[2]	産業振興局	118頁	～	171頁
[3]	保健福祉局	172頁	～	204頁
[4]	消防局	205頁	～	212頁
[5]	教育委員会事務局	213頁	～	239頁
[6]	建設局	240頁	～	301頁
[7]	都市計画総局	302頁	～	322頁
[8]	みなと総局	323頁	～	361頁

#### 【「1. 概況」について】

公の施設を所管している市の担当部局より、（1）施設の概要、（2）施設利用状況、（3）指定管理者制度の導入の状況、（4）管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較に関する定型表と、施設写真、施設見取図を入手し、原則として包括外部監査人が手を加えずに、そのまま掲載している。

#### 【「2. 監査の結果」について】

17 頁以下に記載の監査の着眼点について、監査手続を実施した結果、包括外部監査人が特に説明を要すると判断した事項を要約して記載している。

なお、重要性の観点から、監査の結果として指摘または意見するまでには

至らないが、市において、今後検討をお願いしたい事項を「改善要望」として記載している。

[1] 市民参画推進局

No.	所管課	施設名称	タイプ A ~ F	第1期 指定管理者		制度開始前の 管理委託費	指定管理料		選定 方法	応募 数	備考
				第1期 決算額	平成21年度 決算額		第1期初年度 決算額	平成21年度 決算額			
1	青年少課	青少年会館	F	NPO法人こうべユースネット	(財)神戸いきいき労財団	38,582	35,545	35,728	公募	2	[指摘事項-8] [指摘事項-9] [意見-6]
2	勤労市民課	勤労会館本館	A	NPO法人こうべユースネット	(財)神戸いきいき労財団	90,352	12,302 (利) 61,767	10,661 (利) 66,770	公募	2	[指摘事項-10] [指摘事項-11] [指摘事項-12]
3	勤労市民課	新長田勤労市民センター	A	(財)神戸いきいき勤労財団	(財)神戸いきいき勤労財団	5館一括	5館一括	5館一括	公募	1	[意見-7]
4	勤労市民課	ピフレホール	A	(財)神戸国際会館共同事業体	(財)神戸国際会館共同事業体	322,794	319,000 (利) 168,192	140,189 (利) 168,192	公募	3	
5	文化部	神戸文化ホール	B	(財)神戸市民文化振興財団	(財)神戸市民文化振興財団	125,591	135,000 (利) 15,895	118,812 (利) 15,895	公募	1	[意見-8]
6	文化交流部	神戸アートビレッジセンター	D	大阪ガスビジネスクリエイト(株)	大阪ガスビジネスクリエイト(株)	6館一括	6館一括	6館一括	公募	1	[意見-9]
7	文化交流部	東灘区民センター	A	(財)神戸市民文化振興財団	(財)神戸市民文化振興財団	生田文化会館	生田文化会館	生田文化会館	公募	1	
		緑合文化センター		(財)神戸市民文化振興財団	(財)神戸市民文化振興財団	須崎区民センター	須崎区民センター	須崎区民センター			
		西区民センター		(財)神戸市民文化振興財団	(財)神戸市民文化振興財団	北区民ホール	(財)神戸市民文化振興財団	(財)神戸市民文化振興財団			
		東灘区民センター小ホール		特定非営利活動法人コミュニティ・サポーターセンター神戸	特定非営利活動法人コミュニティ・サポーターセンター神戸	北区民ホール	(財)神戸市民文化振興財団	(財)神戸市民文化振興財団			
8	文化部	灘区民ホール	E	国際ライバーナー(株)	日本管財・文化律達共同企業	73,642	43,343 (利) 12,519	43,247 (利) 14,119	公募	4	
		丸山コミュニティ・センターワーク		丸山コミュニティ・センターワーク	丸山コミュニティ・センターワーク	丸山コミュニティ・センターワーク	丸山コミュニティ・センターワーク	丸山コミュニティ・センターワーク	公募	4	
		神戸文学館		(株)神戸新聞地図創造	(株)神戸新聞地図創造	0	16,970	19,290			

(注) (利)は、利用料金制度が採用されていることを示す。

## 市民参画推進局

### 青少年会館〔Fタイプ〕

#### 1. 概況

##### (1) 施設の概要

施設名	青少年会館			設置年月	昭和55年4月
所在地	中央区雲井通5丁目1番2号				
根拠法令等	地方自治法、神戸市青少年会館条例及び同法施行規則				
設置目的	青少年の健全な育成及び青少年活動の促進を図る				
設置の経緯	S52.07 「神戸市青少年会館建設運営委員会」発足 神戸市青少年団体連絡協議会（青連協）加盟団体、学識経験者、行政により構成された委員会 神戸市青少年会館の建設及び開設後の運営について、神戸市に意見具申 S55.04 神戸市青少年会館開設 S62.04 神戸市青少年会館のカウンター業務（夜間・日祝日）を青連協に委託 H14.04 神戸市青少年会館の管理運営業務委託を、NPO法人こうべユースネット（旧青連協）に委託 H18.04 神戸市青少年会館の管理運営について、指定管理者制度を導入				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	主要施設、設備等	備考	
土地	298,302	498.00			
建物	592,090	2,799	レクリエーションホール、研修室、視聴覚室、会議室、和室、サークル室、音楽室、工作室、応接室、ロビー、学習コーナー、印刷室等		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数: 人、料金収入: 千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		
	利用者数	料金収入									
会議室	4,275		4,289		4,211		4,791		5,170		
和室	2,794		2,597		2,583		2,892		2,553		
サークル室 1	6,367		6,759		6,412		5,425		5,390		
サークル室 2	3,901		4,127		4,466		4,080		4,626		
サークル室 3	4,445		4,003		3,975		4,197		4,686		
サークル室 4	3,273		3,424		3,721		3,819		3,910		
サークル室 5	6,130		6,193		6,581		6,744		6,980		
音楽室	3,970		4,950		6,371		5,798		6,265		
工作室	5,960		6,180		6,808		7,158		6,581		
研修室	10,005		9,173		10,122		10,560		11,593		
視聴覚室	4,263		4,164		4,147		4,373		5,037		
レクリエーションホール	9,730		9,277		9,895		10,146		11,423		
応接室	671	—	911	—	985	—	928	—	756	—	
口ビ	—	16,705	—	23,720	—	26,733	—	26,140	—	28,682	—
合計	82,489	1,876	89,767	2,108	97,010	2,764	97,051	3,131	103,652	3,394	

※青少年会館では青少年活動の促進のため、青少年グループや育成団体の団体登録制度を設けており、所定の手続を経て登録が認められた団体は使用料が無料となる。上表の利用者数は登録団体と一般団体(有料)の全利用者数であり、料金収入は一般団体が納入した使用料金を集計したものである。

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位: 千円)

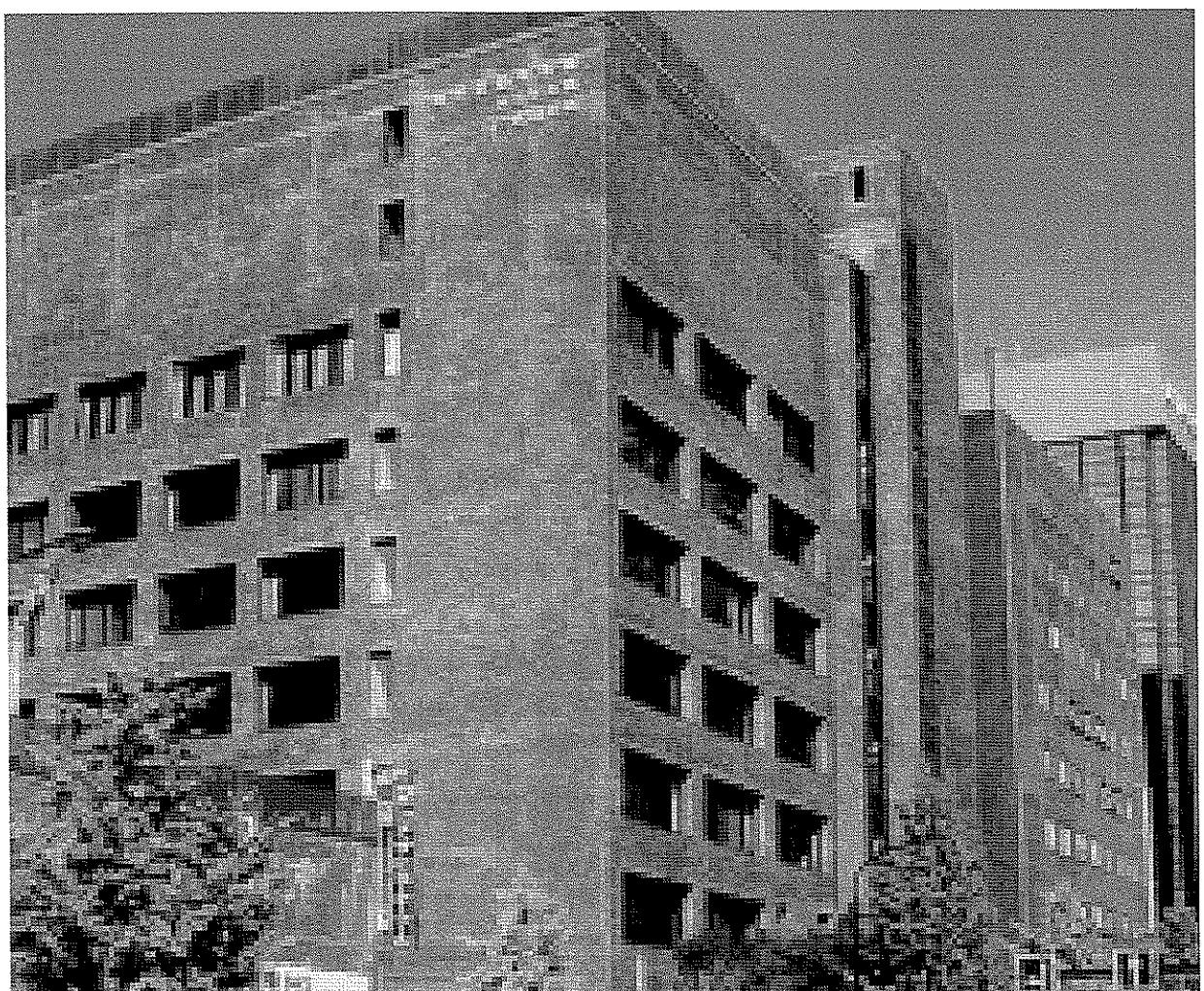
指定管理者導入以前		NPO 法人こうべユースネット		管理委託費	38,582	備考
指定管理者				選定方法	公募	
第 1 期	平成 18 年度	NPO 法人こうべユースネット		指定管理費	35,545	
	平成 19 年度	〃		指定管理費	35,755	
	平成 20 年度	〃		指定管理費	35,527	
	平成 21 年度	〃		指定管理費	35,728	
		合計			142,555	
指定管理者				選定方法	公募	
第 2 期	平成 22 年度	NPO 法人こうべユースネット		指定管理費	54,555	平成 22 年度から 設備管理業務 18,655 千円 を指定管理費に 含めている。
	平成 23 年度	〃(予定)		指定管理費	(予定) 54,555	
	平成 24 年度	〃(〃)		指定管理費	(〃) 54,555	
	平成 25 年度	〃(〃)		指定管理費	(〃) 54,555	
		合計			218,220	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位 : 千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	38,582					
指 定 管 理 料		35,545	35,755	35,527	35,728	54,555
利 用 料 金 収 入						
計	38,582	35,545	35,755	35,527	35,728	54,555
支 出						
人 件 費	32,058	29,031	29,656	29,320	29,920	29,871
会 館 運 営 費	2,975	2,580	2,459	2,611	2,602	3,046
維 持 運 営 費	1,712	2,242	2,035	2,067	1,732	1,483
事 務 管 理 費	1,837	1,692	1,605	1,529	1,474	1,500
施 設 管 理						18,655
計	38,582	35,545	35,755	35,527	35,728	54,555
収 支 差 額	0	0	0	0	0	0

**【施設写真】**

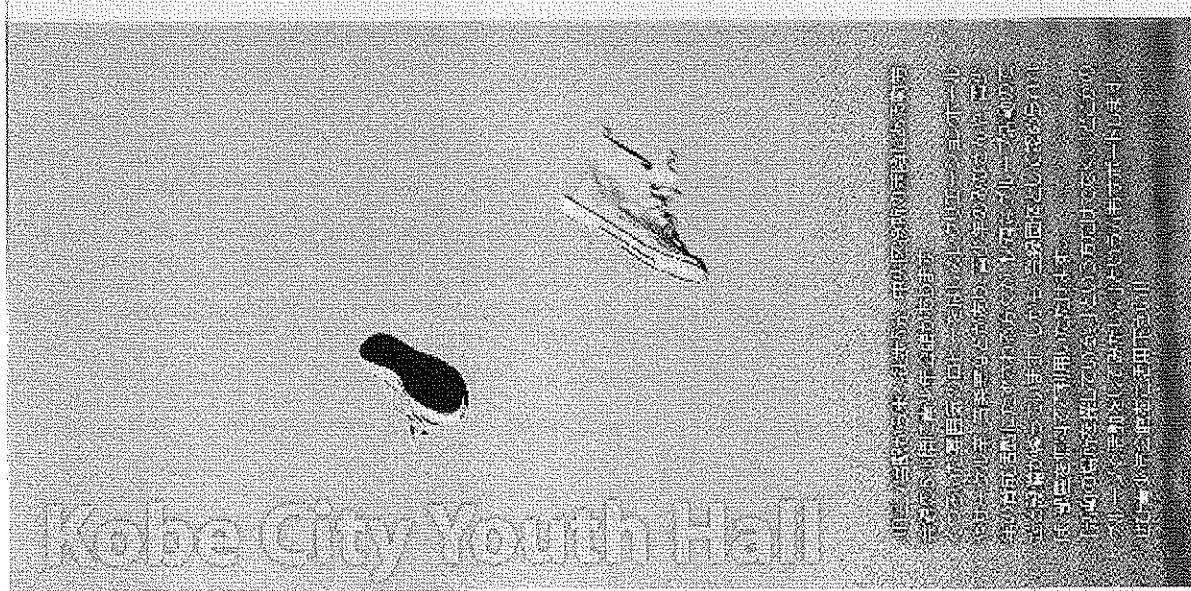
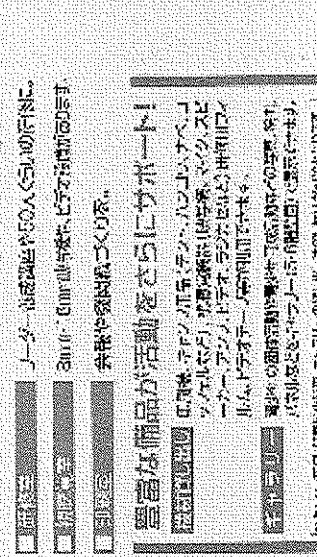
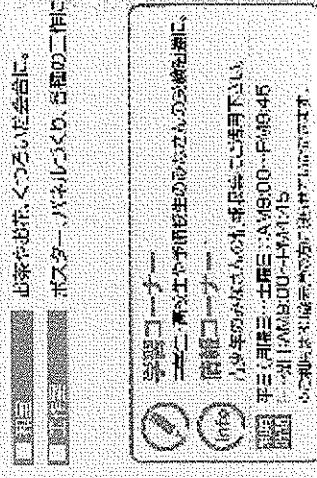
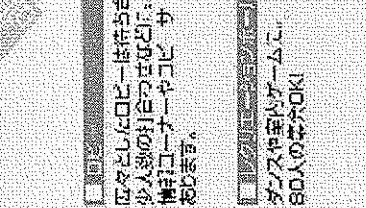
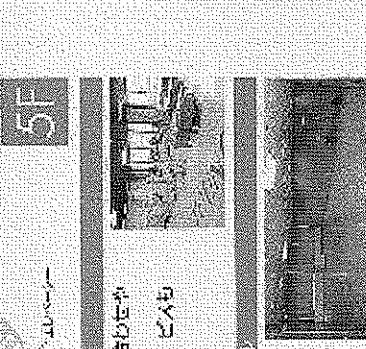
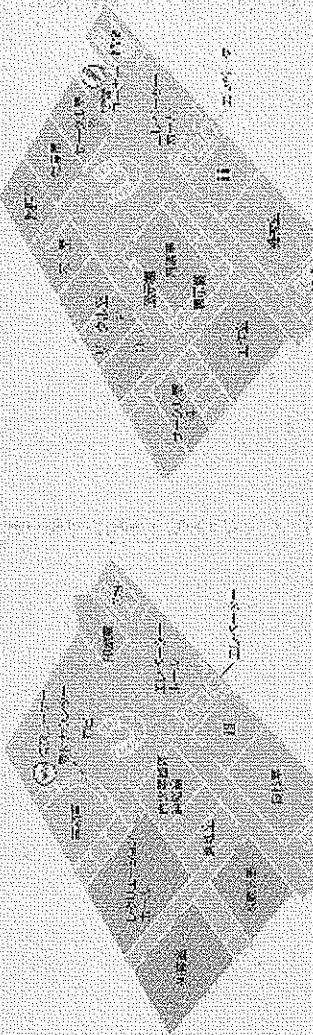


## 【見取図】

HOOKE'S GUIDE

卷之三

第三十六回 塵封玉函



## 2. 監査の結果

### (1) 利用者数について

平成 21 年度の総入場者は青少年会館利用状況一覧によると 103,652 人となつていて、このうち 28,682 人がロビーの利用者数としてカウントされている。また、同館の有料使用者は 11,607 人と報告されているので、 $103,652 \text{ 人} - 28,682 \text{ 人} = 11,607 \text{ 人} = 63,363$  人が登録団体の会員による無料利用者ということになる。

### (2) 料金収入について

- 施設利用状況表神戸市青少年会館（有料分）によると平成 21 年度は 1,310 件、11,607 人の有料利用者となっており、使用料は 3,394 千円となっている。

平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月迄の月次使用料調定及び歳入徴収簿を照合して確認した。

- 後納者の未収金管理が不十分である（平成 22 年 3 月 25 日実施の青少年課による監査で指摘）。

### (3) 収支状況について

受託者である NPO 法人こうべユースネットは会館の管理運営業務以外にも様々な自主事業をやっており、当該法人の実質的な本部組織もこの青少年会館にあるものと考えられ、人件費の配賦や諸経費の各事業に対する分担が明確ではなく渾然一体となつた運営となっているのではないか。

上記 NPO 法人の事業別収入の内訳（国、県、市から多岐にわたる業務を受託している）

特定非営利活動法人こうべユースネットの収入内訳（平成 21 年度収支決算書より）

（単位：千円）

神戸市（青少年課）指定管理料	35,728
"      自主事業に対する委託料（3 事業）	4,048
"      自主事業に対する補助金	6,137
厚労省・県しごと支援課・神戸市（教育委員会、青少年課）からの受託料	57,733
県民局からの助成金 若者自立塾支援センター	8,289
神戸市（建設局）満足度調査 (産振局) 臨時就労相談窓口ほか	12,827
その他収入	15,703
合 計	140,465

(4) 利用者の満足度調査について

①満足度調査 の実施内容	会館利用者に対して意見や提案を聞くためのリクエストボックス（特に意見はなし）を設置するとともに、団体登録説明会の際にアンケート調査を実施した。 また、利用者の多様な意見を吸い上げるために、登録団体、有識者、会館リーダー・相談員の代表者から成る「運営委員会」を開催した。
②満足度調査 の結果	<p>予約方法について</p> <p>現在のままでよい 75.0% 現在の予約では回数が少ない 11.5% 特になし 5.1%      その他 8.3%</p> <p>イメージについて（複数回答）</p> <p>明るい 46.8% 暗い 9.1% 使いやすい 49.4% 使いにくい 0.0% その他 4.5%</p> <p>カウンターの対応について</p> <p>対応が良い 68.8% ふつう 26.6% 対応が悪い 1.9% その他 1.3%</p>

**[指摘事項－8] 青少年会館のロビー利用者数は参考情報であり、利用者数からは除外すべきである。**

平成21年度青少年会館利用状況一覧表によれば、利用者数合計は103,652人と報告されているが、このうち28,682人が**ロビーの利用者数**としてカウントされている。ロビーは無料開放されており、定時観測（午前11時、午後3時、午後6時に目視によるカウント）によっている。指定管理者であるNPO法人こうべユースネットは青少年会館の運営及び維持管理に関すること以外に神戸市青少年会館条例第3条に規定される事業の実施に関することも行うこととされている。さらに、同法人は厚生労働省や兵庫県からも受託した事業を同会館で実施しているので、**ロビーには様々な目的をもった青少年が参集する**。しかも、同館の開館時間は午前9時から午後9時であるが、日曜・祝日は午後5時までということからすると、少なくとも日曜・祝日は1日に2回しか観測しないことになり、報告されている利用者数の正確性に疑問がある。このような情報はあくまでも参考情報として取り扱うべきではないか。

また、応接室（談話室）も年間756人が利用しているが、ここも無料とされている。

**[指摘事項－9] 青少年会館の予約受付方法は改善すべき点がある。**

青少年会館の場合、一般団体の利用申込方法より登録団体の申込受付方法が簡略化されている。少なくとも施設の利用に関する手続は同じようにするべきである。さらには、**登録団体は2ヶ月前の月の初日から、申込受付が出来るのに、一般団体は1ヶ月前の月の初日からの受付となっている**。

これでは一般団体が希望する日時の予約は、あらかじめ、登録団体が先に全部押さえてしまっていることになるのではないか。

**[意見ー⑥] 青少年会館の登録団体となれば施設利用料が無料であるというのは再検討すべきである。**

平成 21 年度の青少年会館の利用料金収入は 3,394 千円である。有料利用者は 1,310 件で、その合計人数は 11,607 人であるから 1 件当たり 2,590 円、1 人当たりにして 292 円の利用料である。

他方、登録団体の会員である無料利用者は 63,363 人と計算され、当該施設の利用は圧倒的に登録団体が多いということになっている。しかも、登録団体の受付は 2 ヶ月前の月の初日であるが、一般団体（有料）の利用申込受付は 1 ヶ月前の月の初日となっており、有料利用者のほうが不利である。これでは、青少年会館は登録団体の会員に無料で使用させるために設置されているとしか考えられない。登録団体が使用しない日時だけを一般団体に有料で使用許可をするということになっている。それならば、受益者負担の原則に照らして、登録団体の会員からも 1 人当たり 100 円から 150 円位の使用料は徴収すべきではないか。

個人からの徴収が困難であれば、200 以上の団体が登録しているのであるから年間 3 万円から 5 万円位の団体登録料の徴収を検討すべきである。

参考情報として、他都市の類似施設の状況は下表のとおりであるが、会員使用でも一般的半額位は利用料金を負担している例が多いようである。

都市名	神戸市	名古屋市	京都市	札幌市	堺市
施設名	青少年会館	青少年交流ア'ザ'	中京青少年活動センター	青少年センター	青少年センター
構造	鉄筋コンクリート 地下 1 階 地上 10 階 5・6 階部分	鉄筋コンクリート 地上 3 階	鉄骨鉄筋コンクリート 地下 2 階、地上 4 階 の地下 1 階の一部分 及び 3 階部分	鉄骨鉄筋コンクリート 地下 1 階、地上 6 階 の 1・2・4 階 の一部分	鉄筋コンクリート 地上 4 階
面積	2,798 m <sup>2</sup>	2,294 m <sup>2</sup>	1,878.60 m <sup>2</sup>	2,876 m <sup>2</sup>	1,939 m <sup>2</sup>
開設日	昭和 55 年 4 月 23 日	平成 19 年 7 月 7 日	昭和 35 年 7 月 (平成 6 年 4 月改築)	平成 12 年 8 月 1 日	昭和 36 年 9 月 29 日
施設概要	レクリエーションホール、研修室、視聴覚室、ビーチ、会議室、和室、サークル室、音楽室、工作室、学習コーナー	プレイroom、ミーティングルーム、音楽スタジオ、活動室、ホールステーション	会議室、和室、レッスンスタジオ、音楽スタジオ	体育室、活動室 4 室、音楽室 2 室、トレーニングルーム、ビーチ	プレイroom、クラフトroom、茶華道室、音楽室、学習室、集会室、研修室、視聴覚室、ホール等
開館時間	9:00~21:00 (日祝は 17:00)	9:00~21:30	10:00~21:00 (日祝は 18:00)	8:45~22:00	9:00~21:00
休館日	第 3 月曜 年末年始	毎週月曜 年末年始	毎週水曜 年末年始	年末年始	毎週月曜、祝日 年末年始
使用料	登録団体無料	一般料金の半額 400~2,300 円 3 時間	一般料金の半額 (23 歳未満無料) 200~1,500 円／時間	一般料金の半額 550~6,750 円 3~4 時間	一般料金の半額 200~1,000 円 3~4 時間
利用料金制導入の有無	無	無	無	有	有

## 市民参画推進局

### 神戸市勤労会館（本館）【Aタイプ】

#### 1. 概況

##### (1) 施設の概要

施設名	神戸市勤労会館（本館）			設置年月	昭和 55 年 4 月
所在地	中央区雲井通 5 丁目 1 番 2 号				
根拠法令等	神戸市勤労会館条例				
設置目的	市内の勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図り、市民の体育の振興に資するため				
設置の経緯	市内の勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図り、市民の体育の振興に資するため、昭和 55 年 4 月 23 日に設置。当初より、（財）神戸勤労福祉振興財団へ管理委託。平成 18 年 4 月より公募による指定管理へ移行。				
固定資産の内容	帳簿価格	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	主要施設、設備等	備考	
土地	715,943 千円	1,195			
建物	119,602 万円	5,603	大ホール、会議室、特別会議室、講習室、多目的ホール、和室、美術室、体育館		

##### (2) 施設利用状況

(単位) 利用者数 : 人、料金収入 : 千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入								
大会議室・ホール	97,409		106,285		116,231		137,760		129,617	
会議室	87,543		100,634		109,971		126,595		130,386	
講習室	113,999	59,030	127,646	61,767	136,755	62,610	140,654	65,340	142,067	66,770
特別室	17,905		24,564		25,698		26,623		29,901	
トレーニング室	1,649		1,710		2,262		2,410		2,957	
体育館	21,166		22,882		21,760		28,797		29,826	
合計	339,671	59,030	383,721	61,767	412,677	62,610	462,839	65,340	464,754	66,770

## (3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財)神戸勤労福祉振興財団 (現：神戸いきいき勤労財団)	管理委託費	90,352	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成18年度	(財)神戸勤労福祉振興財団 (H20年度より(財)神戸いきいき勤労財団に改称)	指定管理費	12,302	
	平成19年度	"	指定管理費	11,774	
	平成20年度	"	指定管理費	11,188	
	平成21年度	"	指定管理費	10,661	
			合計	45,925	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成22年度	(財)神戸いきいき勤労財団	指定管理費	10,509	
	平成23年度	" (予定)	指定管理費	(予定) 9,830	
	平成24年度	" ( " )	指定管理費	( " ) 9,143	
	平成25年度	" ( " )	指定管理費	( " ) 8,450	
			合計	37,932	

## (4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
委託料	90,352					
指定管理料	—	12,302	11,774	11,188	10,661	10,509
利用料金収入	—	61,767	62,610	65,340	66,770	67,981
雑収入	—	3,312	3,691	3,695	4,850	4,398
計	90,352	77,381	78,075	80,224	82,281	82,888
支出						
人件費	30,053	21,039	19,238	24,034	24,225	23,383
光熱水費	18,952	19,929	20,185	21,653	19,402	18,494
修繕費	3,745	3,354	3,139	3,069	3,893	3,000
管理委託費	29,957	32,023	34,106	32,778	30,385	29,486
その他	7,643	9,074	7,208	6,445	7,315	8,525
計	90,352	85,421	83,878	87,980	85,222	82,888
収支差額	0	△8,039	△5,802	△7,755	△2,940	0

労働会館・労働市民センター 施設使用料収入実績表(平成21年度)

(単位:円)

施設名・項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前年度から繰越分	次年度への繰越分	返還額	一般利用計		いきいき労財団講座事業使用分		合計
																前期	後期	前期	後期	
労働会館	6,901,230	4,703,90	5,006,580	5,612,440	5,670,800	5,620,430	5,412,060	4,978,430	4,718,550	5,375,380	5,238,650	6,106,830	3,880,660	△ 3917,050	△ 1,115,050	63,064,660	19,008,550	1,797,150	37,057,700	66,770,360
六甲道センター	1,550,110	1,501,890	1,692,680	1,521,530	1,617,680	1,709,220	1,691,170	1,625,200	1,501,820	1,534,960	1,587,800	1,604,230	946,000	△ 877,200	△ 64,800	19,182,390	6,618,250	6,857,750	13,476,000	32,658,390
兵庫センター	1,386,870	1,438,220	1,400,920	1,497,260	1,415,310	1,696,580	1,367,580	1,479,770	1,238,080	1,356,380	1,358,610	1,602,590	394,750	△ 397,150	△ 106,300	17,129,460	5,037,600	4,930,900	9,968,500	27,097,960
新長田センター	1,975,690	1,818,600	1,966,510	2,163,310	1,935,710	2,352,680	1,957,580	2,305,660	1,879,930	2,215,050	2,093,370	2,287,690	731,050	△ 778,650	△ 113,850	25,050,330	4,532,550	4,508,300	9,030,850	34,081,180
ピフレホール	1,754,720	1,231,580	1,810,960	1,880,040	1,723,520	1,600,480	2,063,160	1,327,220	1,424,980	1,486,430	1,908,420	1,624,950	715,150	△ 825,100	△ 127,600	19,598,880	2,050,400	2,008,200	4,058,600	23,657,480
垂水センター	2,174,050	3,008,500	1,915,190	2,176,580	2,176,670	2,508,960	2,585,330	1,960,360	2,031,850	1,829,200	2,101,820	2,044,700	945,550	△ 795,300	△ 142,150	26,522,310	5,177,100	5,139,650	10,316,750	36,839,060
5センター計 (一括契約)	8,881,440	8,999,790	8,786,260	9,238,720	8,928,890	9,867,920	9,664,820	8,698,210	8,076,740	8,522,000	9,050,020	9,264,160	3,732,500	△ 3,673,400	△ 554,700	107,483,370	23,405,900	23,444,800	46,850,700	154,334,070
全体 合計	14,802,670	13,705,580	13,882,350	14,911,160	14,599,690	15,188,350	15,076,880	13,677,640	12,795,270	13,887,380	14,238,670	15,370,990	7,553,100	△ 7,590,450	△ 1,669,750	170,548,030	25,314,450	25,241,950	50,556,400	221,104,400

資料一③

## 平成21年度施設管理費決算内訳（支出）

(単位：円)

	会館	六甲道センター	兵庫センター	新長田センター	ピフレホール	垂水センター	センター計
人件費	24,225,205	15,282,174	15,674,389	13,882,046	11,537,995	15,158,796	71,535,400
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0
旅費交通費	4,620	52,970	14,900	30,790	44,000	39,470	182,130
通信運搬費	394,147	503,216	447,871	497,473	511,231	510,353	2,470,144
広告料	0	0	0	0	189,000	30,000	219,000
需用費	4,880,515	6,112,417	2,550,536	3,912,690	3,855,134	3,510,404	19,941,181
修繕費	3,893,513	2,538,882	4,802,291	4,147,239	2,012,073	1,822,558	15,323,043
シルバー委託料	10,074,334	11,798,286	12,644,520	12,435,416	9,666,252	12,901,200	59,445,674
ピフレ空調運転監視	0	0	0	0	1,256,446	0	1,256,446
その他委託料	20,310,919	10,165,050	11,484,522	10,529,484	12,161,625	18,688,635	63,029,316
共益費	0	58,457,916	29,175,744	18,838,872	31,994,664	63,164,144	201,631,340
賃借料	644,976	1,621,524	1,240,924	920,838	147,840	1,112,265	5,043,391
壁面使用料	0	1,191,300	247,200	0	0	0	1,438,500
その他使用料	21,000	223,020	29,820	0	30,000	0	282,840
租税公課	1,015,444	2,331,692	2,332,104	3,146,744	839,800	2,340,304	10,990,644
負担金支出	30,000	30,200	30,000	30,000	0	30,000	120,200
雜費	43,260	31,100	12,590	38,990	31,685	4,095	118,460
保険料	281,800	232,940	309,570	434,970	0	275,730	1,253,210
光熱水費	19,402,794	9,294,494	6,017,723	18,259,356	9,976,456	8,373,049	51,921,078
合計	85,222,527	119,867,181	87,014,704	87,104,908	84,254,201	127,961,003	506,201,997

※その他委託料の内訳

平成21年度  
(単位:円)

	会館	六甲道センター	兵庫センター	新長田センター	ピフレホール	垂水センター	センター計
清掃業務	6,967,815	6,408,150	9,261,000	7,396,200	3,904,740	10,566,885	37,536,975
設備管理	10,843,291	3,654,000	916,860	1,086,225	2,310,000	2,058,000	10,025,085
警備委託	225,261	0	567,000	1,530,900	226,800	0	2,324,700
EV保守点検	1,521,136	0	0	0	0	0	0
消防設備保守点検	380,977	0	0	0	0	0	0
施設利用管理システム保守	102,900	102,900	102,900	102,900	102,900	102,900	514,500
電話設備保守点検	0	0	88,200	146,160	90,720	272,160	597,240
舞台監督業務	0	0	0	0	3,829,665	4,032,000	7,861,665
吊物装置保守点検	0	0	0	0	310,800	315,000	625,800
舞台照明設備保守点検	0	0	0	0	315,000	909,090	1,224,090
その他	269,539	0	548,562	267,099	1,071,000	432,600	2,319,261
計	20,310,919	10,165,050	11,484,522	10,529,484	12,161,625	18,688,635	63,029,316

※光熱水費の内訳

(単位:円)

	会館	六甲道センター	兵庫センター	新長田センター	ピフレホール	垂水センター	センター計
電気代	10,280,905	7,186,579	4,307,395	11,249,924	8,264,223	5,821,976	36,830,097
ガス代	5,649,397	295,195	522,172	3,584,172	443,093	351,016	5,195,648
水道代	3,472,492	1,812,720	1,188,156	3,425,260	1,269,140	2,200,057	9,895,333
計	19,402,794	9,294,494	6,017,723	18,259,356	9,976,456	8,373,049	51,921,078

## 平成17年度委託料執行明細

(単位：円)

	会館	六甲道センター	兵庫センター	新長田センター	ピフレホール	垂水センター	センター計
人件費	30,053,014	27,327,115	25,663,654	38,610,363	9,393,517	24,553,387	125,548,036
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0
旅費交通費	2,000	47,075	20,000	60,140	35,000	20,000	182,215
通信運搬費	394,639	430,171	432,265	450,287	743,812	504,190	2,560,725
広告料	0	0	0	0	189,000	30,000	219,000
需用費	4,991,889	2,774,806	4,587,256	4,631,295	4,870,728	8,145,253	25,009,338
修繕費	3,745,084	1,448,334	3,036,389	2,710,527	588,630	2,111,056	9,894,936
シルバー委託料	10,971,774	10,066,240	9,753,210	3,054,874	11,555,516	11,175,480	45,605,320
ピフレ空調運転監視	0	0	0	0	1,256,446	0	1,256,446
その他委託料	18,986,034	17,010,000	17,737,083	13,834,230	14,999,003	24,680,498	88,260,814
共益費	0	58,465,212	29,175,744	19,594,872	27,931,132	64,874,268	200,041,228
賃借料	580,196	2,276,440	1,029,210	1,099,609	429,770	1,576,550	6,411,579
壁面使用料	0	1,267,724	462,420	0	0	0	1,730,144
その他使用料	0	0	0	0	0	0	0
租税公課	1,555,000	1,250,000	1,250,800	1,722,000	757,000	1,050,000	6,029,800
負担金支出	10,000	72,000	15,000	10,000	0	10,000	107,000
雑費	49,560	39,900	10,080	59,010	45,510	60,060	214,560
保険料	59,940	0	0	0	0	0	0
光熱水費	18,952,920	8,739,687	5,858,410	24,629,875	10,265,521	8,567,427	58,060,920
合計	90,352,050	131,214,704	99,031,521	110,467,082	83,060,585	147,358,169	571,132,061

※その他委託料の内訳

平成17年度  
(単位:円)

	会館	六甲道センター	兵庫センター	新長田センター	ピフレホール	垂水センター	センター計
清掃業務	5,868,428	5,055,750	10,038,000	6,027,000	4,074,630	10,981,546	36,176,926
設備管理	10,846,754	3,717,000	999,600	0	3,994,720	2,285,242	10,996,562
警備委託	277,628	0	856,800	2,041,200	226,800	0	3,124,800
EV保守点検	1,536,930	0	0	0	0	0	0
消防設備保守点検	456,294	0	0	0	0	0	0
施設利用管理システム保守	0	0	0	0	0	0	0
電話設備保守点検	0	0	88,200	151,200	90,720	272,160	602,280
舞台監督業務	0	0	0	0	4,610,883	4,233,600	8,844,483
吊物装置保守点検	0	0	0	0	378,000	371,700	749,700
舞台照明設備保守点検	0	0	0	0	367,500	1,010,100	1,377,600
その他	0	8,237,250	5,754,483	5,614,830	1,255,750	5,526,150	26,388,463
計	18,986,034	17,010,000	17,737,083	13,834,230	14,999,003	24,680,498	88,260,814

※光熱水費の内訳

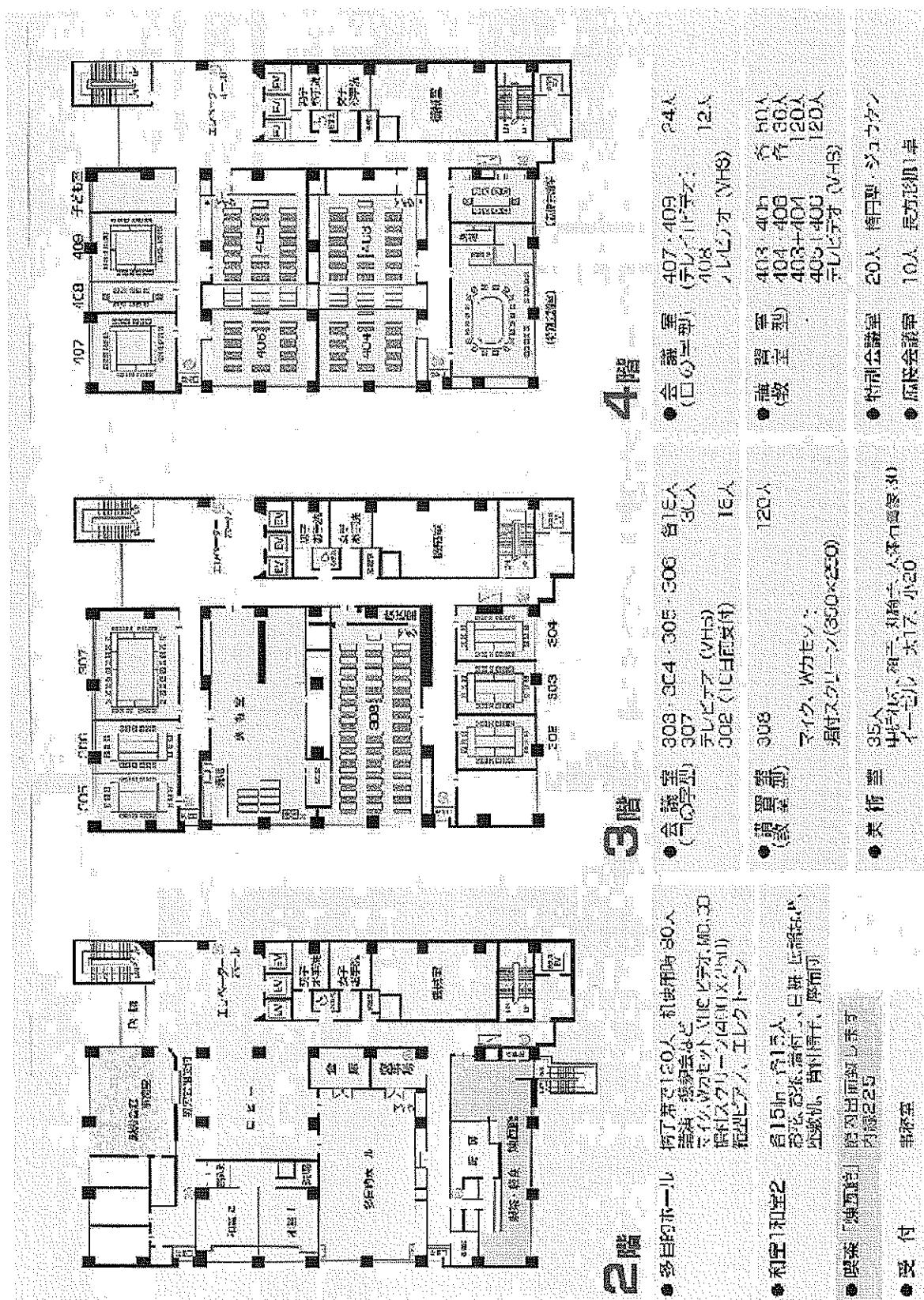
(単位:円)

	会館	六甲道センター	兵庫センター	新長田センター	ピフレホール	垂水センター	センター計
電気代	9,920,260	6,758,813	4,624,681	13,468,515	8,565,305	5,666,658	39,083,972
ガス代	5,470,827	259,434	372,057	7,105,023	471,376	746,687	8,954,577
水道代	3,561,833	1,721,440	861,672	4,056,337	1,228,840	2,154,082	10,022,371
計	18,952,920	8,739,687	5,858,410	24,629,875	10,265,521	8,567,427	58,060,920

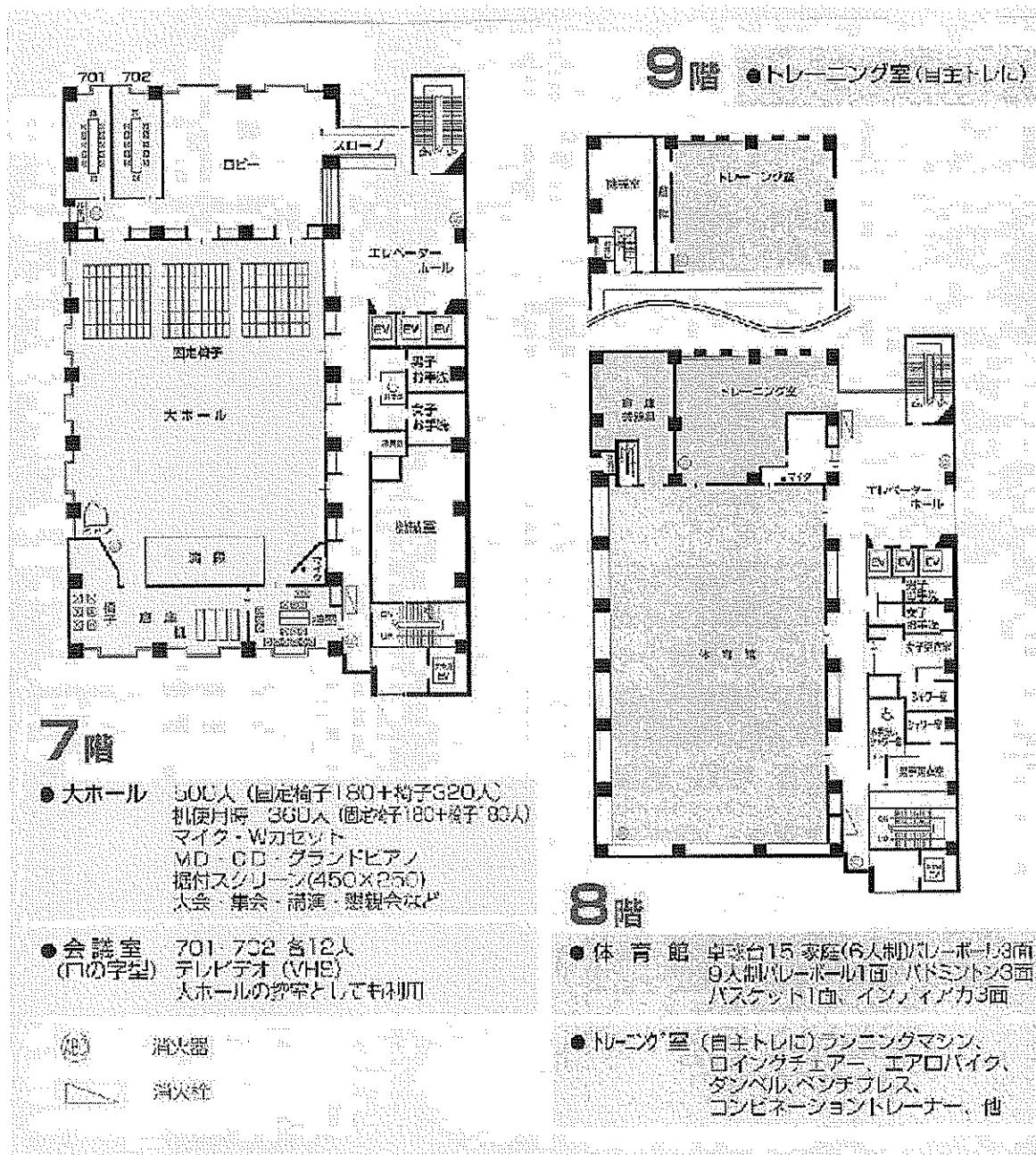
**【施設写真】**



## 【見取図1】



## 【見取図2】



## 2. 監査の結果

### (1) 利用者数について

施設利用者状況表によって、月次及び年度累計利用者数は把握できるが、コマ別の利用件数が集計されていないので、各施設の利用件数と料金収入との対応関係が分からぬ。

### (2) 料金収入について

- 利用料金収納表によって、日計・月計の管理が行われている。

利用料金収納表と施設別使用料集計表とを突合（4ヶ月分が不一致）…現在、財団で新システムを開発中とのことである（勤労市民課に確認した）。

- 施設別使用料集計表（平成21年4月から平成22年3月迄）を入手して施設利用状況表と突合（7ヶ月分に不一致）…現在、財団で新システムを開発中とのことである（勤労市民課に確認した）。

年月	毎月の施設利用状況表	毎月の利用料金収納表	
	利用者数（人）	料金収入（円）	雑収入（コピー収入他）（円）
21/4	37,785	5,981,230	23,780
5	31,791	4,703,790	17,540
6	40,499	5,096,590	19,230
7	41,116	5,672,440	23,050
8	36,505	5,670,800	19,290
9	36,726	5,320,430	25,450
10	44,189	5,412,060	13,910
11	40,203	4,979,430	20,490
12	33,795	4,718,530	25,760
22/1	33,562	5,375,380	23,870
2	36,536	5,238,650	22,510
3	52,047	6,106,830	27,840
計	464,754	64,276,160	262,720
施設使用料 収入実績表	前年度からの繰越分	3,820,600	
	次年度への繰越分	△3,917,050	
	返還額	△1,115,050	
	一般利用 計	63,064,660	
	財団からの講座事業使用分		
	前期分	1,908,550	
	後期分	1,797,150	
	財団利用 計	3,705,700	
		66,770,360	

財団よりの施設一覧表と突合

### (3) 講座事業の運営について

(財) 神戸いきいき勤労財団は、勤労会館（本館）及び市内 5 か所の勤労市民センターで、自主事業としての講座事業を展開している。市民は各施設での講座のパンフレットや市の広報誌等を見て希望する講座（特別講座を除く）があれば、財団本部の生涯現役支援課に直接申込みをする。

生涯現役支援課から、所定の請求書が申込者に送付され、入金が確認されると受講票等が申込者に届くというシステムで春季、秋季と毎週 1 回で 20 回（半年間）の講座が運営されている。施設によっては 100 を超える講座が開設されている。

財団は春季、秋季の講座が終了すると各施設での教室等の使用料を一括して各センター等へ通知するという方法を探っている。

つまり、講座事業の主催者は財団の生涯現役支援課であり、各センターは場所を提供しているにすぎないという形式になっており、各館の責任者やスタッフが主体的に管理運営しているものではない。

新長田勤労市民センターの現場観察を行った平成 22 年 10 月 12 日午後のセンターは卓球、バドミントンの受講生と個人利用者が大勢集っていて体育館からロビーまで人があふれていた。

### (4) 利用者の満足度調査について

①満足度調査の実施内容	一般来館者調査（配布数 500、回収数 414、回収率 82.8%） 平成 22 年 3 月 1 日～20 日の期間で、会館の入口等で来館者に対し調査票を交付、隨時記入してもらい回収箱に投函
②満足度調査の結果	職員の対応 良い・まあ良い 61.1%、普通 34.5%、やや不満・不満 1.9%、無回答 2.5% 利用の満足度 満足・まあ満足 72.2%、普通 20.0%、やや不満・不満 0.7%、無回答 7.1% 施設の設備の内容 良い・まあ良い 47.3%、普通 41.3%、やや不満・不満 4.1%、無回答 7.3%

**[指摘事項－10] 施設の利用者数のカウント方法は一定のルールを定めることによって精度を高めるべきである。**

- ① 通常の場合、施設利用者は事前に利用申込書に利用予定者数を記載するが、その施設の定員以内なら無条件パスなので、定員に近い人数を書き込むことが多い。この事前の利用予定者数を集計すると実際利用者と乖離が大きくなる。施設の利用後に改めて責任者から当日の利用者数を届け出る方法に統一すべきである。
- ② 管理受託者が同一施設で受託管理事業と自主事業とを同時に実施する場合のカウント方法を工夫すべきである。

**[指摘事項－11] 施設の利用料金収入の処理方法につき、一定のルールを定め正確性を高めるべきである。**

施設の利用料金については前払い制が多く採用されているが会計年度の実際利用料金を算定する際の処理方法に統一性が欠けている。

年度をまたがっての未収料金、前受料金の処理並びにその管理方法を工夫する必要がある。

**[指摘事項 - 12] 指定管理を受託した団体は、自主事業を含めた全体の収支と受託事業及び自主事業の単独収支を団体の決算書との整合性を保持しつつ、明瞭開示に努めるべきである。**

(財) 神戸いきいき勤労財団は勤労会館（本館）及び市内 5 か所の勤労市民センターで指定管理者としての受託業務に関与する傍ら、それぞれの施設において自主事業としての講座事業を展開している。

平成 21 年度の財団の決算書（特別会計）によれば、自主事業収入は 327,276 千円であり、これに対する自主事業支出は 310,678 千円であり、この支出の内には講座事業での教室使用料としての 50,556 千円が計上されている。また、自主事業収入の 5% 分 ( $327,276$  千円×5%) である 16,363 千円が一般会計への分担金支出として計上され、さらに 10,000 千円が財政運営資金積立資産取得支出として積立てられている。指定管理料と施設使用料及び施設管理受託事業収入の総額は 618,772 千円であり、これに対する施設管理事業費支出は 617,558 千円となっているので、この部門でも収支差額は 1,214 千円の黒字である。

平成 21 年度の管理運営に対する勤労会館（本館）の評価票では指定管理者の収支がマイナスとなっていると指摘されているが、上述の如く、財団の決算書ではマイナスではない。

指定管理を受託した団体は、自主事業を含めた全体の収支と受託事業及び自主事業の単独収支を団体の決算書との整合性を保持しつつ、明瞭開示に努めるべきである。

## 市民参画推進局

### 神戸市立新長田勤労市民センター本館 [Aタイプ]

#### 1. 概況

##### (1) 施設の概要

施設名	神戸市立新長田勤労市民センター 本館			設置年月	昭和 52 年 4 月
所在地	長田区若松町 5 丁目 5 番 1 号				
根拠法令等	神戸市立勤労市民センター条例				
設置目的	勤労市民の福祉増進及び余暇の活用を図るため				
設置の経緯	勤労市民の福祉増進及び余暇の活用を図るため、昭和 52 年 4 月 21 日に設置。昭和 57 年 4 月より(財)神戸勤労福祉振興財団へ管理委託。平成 18 年 4 月より公募による指定管理へ移行。				
固定資産の内容	帳簿価格	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	主要施設、設備等		備考
土地	144,957 千円	471			
建物	176,700 万円	6,202	大会議室、会議室、講習室、多目的ホール、音楽鑑賞室、美術室、染色室、陶芸室、文化教室、和室、体育館、トレーニング室		

##### (2) 施設利用状況

(単位) 利用者数 : 人、料金収入 : 千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入								
大会議室・ホール	36,282		52,061		47,381		45,995		45,367	
会議室	34,968		41,417		40,224		37,076		36,037	
講習室	25,999	31,841	27,716	33,243	30,034	36,423	27,301	33,786	24,849	34,081
特別室	51,136		36,576		34,647		33,970		33,367	
トレーニング室	6,041		5,994		5,317		5,823		5,768	
体育館	65,463		66,698		64,348		71,915		70,565	
合計	219,889	31,841	230,462	33,243	221,951	36,423	222,080	33,786	215,953	34,081

## (3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財) 神戸勤労福祉振興財団 (現: 神戸いきいき勤労財団)	管理委託費	571,132	備考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第1期	平成 18 年度	(財) 神戸勤労福祉振興財団 (H20年度より(財) 神戸いきいき勤労財団に改称)	指定管理費	360,342	5 勤労市民センター(六甲道・兵庫・新長田・ピフレ・垂水)一括
	平成 19 年度	"	指定管理費	359,742	
	平成 20 年度	"	指定管理費	359,142	
	平成 21 年度	"	指定管理費	360,873	
			合 計	1,440,099	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第2期	平成 22 年度	(財) 神戸いきいき勤労財団	指定管理費	356,151	5 勤労市民センター(六甲道・兵庫・新長田・ピフレ・垂水)一括
	平成 23 年度	"(予定)	指定管理費	(予定) 355,316	
	平成 24 年度	"( " )	指定管理費	( " ) 354,478	
	平成 25 年度	"( " )	指定管理費	( " ) 353,634	
			合 計	1,419,579	

## (4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較 (5 勤労市民センター一括)

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	571,132					
指 定 管 理 料		360,342	359,742	359,142	360,873	356,151
利 用 料 金 収 入	—	149,036	156,782	151,381	154,334	152,900
雜 収 入	—	5,790	6,348	6,710	8,263	6,981
計	571,132	515,168	522,872	517,234	523,470	516,032
支 出						
人 件 費	125,548	76,733	73,194	75,570	71,535	79,724
光 熱 水 費	58,060	56,080	56,844	54,063	51,921	55,063
修 繕 費	9,894	11,379	15,609	13,797	15,323	10,000
管 理 委 託 費	135,122	119,317	125,989	122,735	123,731	124,209
そ の 他 支 出	242,505	233,573	233,009	237,997	243,691	247,036
計	571,132	497,084	504,647	504,164	506,201	516,032
収 支 差 額	0	18,084	18,225	13,069	17,268	0

労働会館・労働市民センター 施設使用料収入実績表(平成21年度)

(単位:円)

施設名・項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前年度から繰越分	次年度への繰越分	返還額	一般利用計	いきいき労財団 講座事業使用分		合計	
																前期	後期	計		
労働会館	5,981,230	4,703,790	5,096,590	5,672,440	5,670,800	5,320,430	5,412,060	4,979,430	4,718,530	5,375,380	5,238,650	6,106,830	3,820,600	△ 3,917,050	△ 1,115,050	63,064,660	1,908,550	1,797,150	3,705,700	66,770,360
六甲道センター	1,550,110	1,501,890	1,692,680	1,521,530	1,617,680	1,709,220	1,691,170	1,625,200	1,501,920	1,534,960	1,587,800	1,604,230	946,000	△ 877,200	△ 64,800	19,182,390	6,618,250	6,857,750	13,476,000	32,658,350
兵庫センター	1,386,870	1,438,220	1,400,920	1,497,260	1,415,310	1,696,380	1,367,580	1,479,770	1,238,090	1,356,360	1,388,610	1,602,590	394,750	△ 397,150	△ 106,300	17,129,460	5,037,600	4,930,900	9,988,500	27,997,960
新長田センター	1,955,690	1,938,500	1,966,510	2,183,310	1,935,710	2,352,580	1,957,500	2,305,560	1,879,330	2,315,050	2,093,310	2,387,690	731,050	△ 778,650	△ 113,850	25,050,330	4,522,550	4,508,300	9,030,850	34,601,180
ピフレホール	1,754,720	1,231,580	1,810,950	1,880,040	1,723,520	1,600,480	2,063,160	1,327,220	1,424,950	1,486,450	1,908,420	1,624,950	715,150	△ 825,100	△ 127,600	19,598,880	2,050,400	2,008,200	4,058,600	23,657,480
垂水センター	2,114,050	3,009,500	1,915,190	2,176,580	2,176,670	2,508,960	2,585,330	1,960,360	2,031,850	1,829,200	2,101,820	2,044,700	945,550	△ 765,300	△ 142,150	26,522,310	5,177,100	5,139,650	10,316,750	36,839,060
5センター計 (一括契約)	8,881,440	8,998,790	8,786,260	9,238,720	8,928,890	9,867,920	9,664,820	8,698,210	8,076,740	8,532,000	9,050,020	9,264,160	3,732,500	△ 3,673,400	△ 554,700	107,483,370	23,405,900	23,444,800	46,850,700	154,334,070

全体 合計	14,882,670	13,703,580	13,882,850	14,911,160	14,539,690	15,188,350	15,076,880	13,677,640	12,795,270	13,397,380	14,288,670	15,370,990	7,553,100	△ 7,590,450	△ 1,669,750	170,548,030	25,314,450	25,241,950	50,556,400	221,104,430
-------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-----------	-------------	-------------	-------------	------------	------------	------------	-------------

資料一③

## 平成21年度施設管理費決算内訳（支出）

(単位：円)

	会館	六甲道センター	兵庫センター	新長田センター	ピフレホール	垂水センター	センター計
人件費	24,225,205	15,282,174	15,674,389	13,882,046	11,537,995	15,158,796	71,535,400
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0
旅費交通費	4,620	52,970	14,900	30,790	44,000	39,470	182,130
通信運搬費	394,147	503,216	447,871	497,473	511,231	510,353	2,470,144
広告料	0	0	0	0	189,000	30,000	219,000
需用費	4,880,515	6,112,417	2,550,536	3,912,690	3,855,134	3,510,404	19,941,181
修繕費	3,893,513	2,538,882	4,802,291	4,147,239	2,012,073	1,822,558	15,323,043
シルバー委託料	10,074,334	11,798,286	12,644,520	12,435,416	9,666,252	12,901,200	59,445,674
ピフレ空調運転監視	0	0	0	0	1,256,446	0	1,256,446
その他委託料	20,310,919	10,165,050	11,484,522	10,529,484	12,161,625	18,688,635	63,029,316
共益費	0	58,457,916	29,175,744	18,838,872	31,994,664	63,164,144	201,631,340
賃借料	644,976	1,621,524	1,240,924	920,838	147,840	1,112,265	5,043,391
壁面使用料	0	1,191,300	247,200	0	0	0	1,438,500
その他使用料	21,000	223,020	29,820	0	30,000	0	282,840
租税公課	1,015,444	2,331,692	2,332,104	3,146,744	839,800	2,340,304	10,990,644
負担金支出	30,000	30,200	30,000	30,000	0	30,000	120,200
雑費	43,260	31,100	12,590	38,990	31,685	4,095	118,460
保険料	281,800	232,940	309,570	434,970	0	275,730	1,253,210
光熱水費	19,402,794	9,294,494	6,017,723	18,259,356	9,976,456	8,373,049	51,921,078
合計	85,222,527	119,867,181	87,014,704	87,104,908	84,254,201	127,961,003	506,201,997

※その他委託料の内訳

平成21年度  
(単位:円)

	会館	六甲道センター	兵庫センター	新長田センター	ピフレホール	垂水センター	センター計
清掃業務	6,967,815	6,408,150	9,261,000	7,396,200	3,904,740	10,566,885	37,536,975
設備管理	10,843,291	3,654,000	916,860	1,086,225	2,310,000	2,058,000	10,025,085
警備委託	225,261	0	567,000	1,530,900	226,800	0	2,324,700
EV保守点検	1,521,136	0	0	0	0	0	0
消防設備保守点検	380,977	0	0	0	0	0	0
施設利用管理システム保守	102,900	102,900	102,900	102,900	102,900	102,900	514,500
電話設備保守点検	0	0	88,200	146,160	90,720	272,160	597,240
舞台監督業務	0	0	0	0	3,829,665	4,032,000	7,861,665
吊物装置保守点検	0	0	0	0	310,800	315,000	625,800
舞台照明設備保守点検	0	0	0	0	315,000	909,090	1,224,090
その他	269,539	0	548,562	267,099	1,071,000	432,600	2,319,261
計	20,310,919	10,165,050	11,484,522	10,529,484	12,161,625	18,688,635	63,029,316

※光熱水費の内訳

(単位:円)

	会館	六甲道センター	兵庫センター	新長田センター	ピフレホール	垂水センター	センター計
電気代	10,280,905	7,186,579	4,307,395	11,249,924	8,264,223	5,821,976	36,830,097
ガス代	5,649,397	295,195	522,172	3,584,172	443,093	351,016	5,195,648
水道代	3,472,492	1,812,720	1,188,156	3,425,260	1,269,140	2,200,057	9,895,333
計	19,402,794	9,294,494	6,017,723	18,259,356	9,976,456	8,873,049	51,921,078

## 平成17年度委託料執行明細

(単位：円)

	会館	六甲道センター	兵庫センター	新長田センター	ピフレホール	垂水センター	センター計
人件費	30,053,014	27,327,115	25,663,654	38,610,363	9,393,517	24,553,387	125,548,036
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0
旅費交通費	2,000	47,075	20,000	60,140	35,000	20,000	182,215
通信運搬費	394,639	430,171	432,265	450,287	743,812	504,190	2,560,725
広告料	0	0	0	0	189,000	30,000	219,000
需用費	4,991,889	2,774,806	4,587,256	4,631,295	4,870,728	8,145,253	25,009,338
修繕費	3,745,084	1,448,334	3,036,389	2,710,527	588,630	2,111,056	9,894,936
シルバー委託料	10,971,774	10,066,240	9,753,210	3,054,874	11,555,516	11,175,480	45,605,320
ピフレ空調運転監視	0	0	0	0	1,256,446	0	1,256,446
その他委託料	18,986,034	17,010,000	17,737,083	13,834,230	14,999,003	24,680,498	88,260,814
共益費	0	58,465,212	29,175,744	19,594,872	27,931,132	64,874,268	200,041,228
賃借料	580,196	2,276,440	1,029,210	1,099,609	429,770	1,576,550	6,411,579
壁面使用料	0	1,267,724	462,420	0	0	0	1,730,144
その他使用料	0	0	0	0	0	0	0
租税公課	1,555,000	1,250,000	1,250,800	1,722,000	757,000	1,050,000	6,029,800
負担金支出	10,000	72,000	15,000	10,000	0	10,000	107,000
雑費	49,560	39,900	10,080	59,010	45,510	60,060	214,560
保険料	59,940	0	0	0	0	0	0
光熱水費	18,952,920	8,739,687	5,858,410	24,629,875	10,265,521	8,567,427	58,060,920
合計	90,352,050	131,214,704	99,031,521	110,467,082	83,060,585	147,358,169	571,132,061

※その他委託料の内訳

平成17年度  
(単位:円)

	会館	六甲道センター	兵庫センター	新長田センター	ピフレホール	垂水センター	センター計
清掃業務	5,868,428	5,055,750	10,038,000	6,027,600	4,074,630	10,981,546	36,176,926
設備管理	10,846,754	3,717,000	999,600	0	3,994,720	2,285,242	10,996,562
警備委託	277,628	0	856,800	2,041,200	226,800	0	3,124,800
EV保守点検	1,536,930	0	0	0	0	0	0
消防設備保守点検	456,294	0	0	0	0	0	0
施設利用管理システム保守	0	0	0	0	0	0	0
電話設備保守点検	0	0	88,200	151,200	90,720	272,160	602,280
舞台監督業務	0	0	0	0	4,610,883	4,233,600	8,844,483
吊物装置保守点検	0	0	0	0	378,000	371,700	749,700
舞台照明設備保守点検	0	0	0	0	367,500	1,010,100	1,377,600
その他	0	8,237,250	5,754,483	5,614,830	1,255,750	5,526,150	26,398,463
計	18,986,034	17,010,000	17,737,083	13,834,230	14,999,003	24,680,498	88,260,814

※光熱水費の内訳

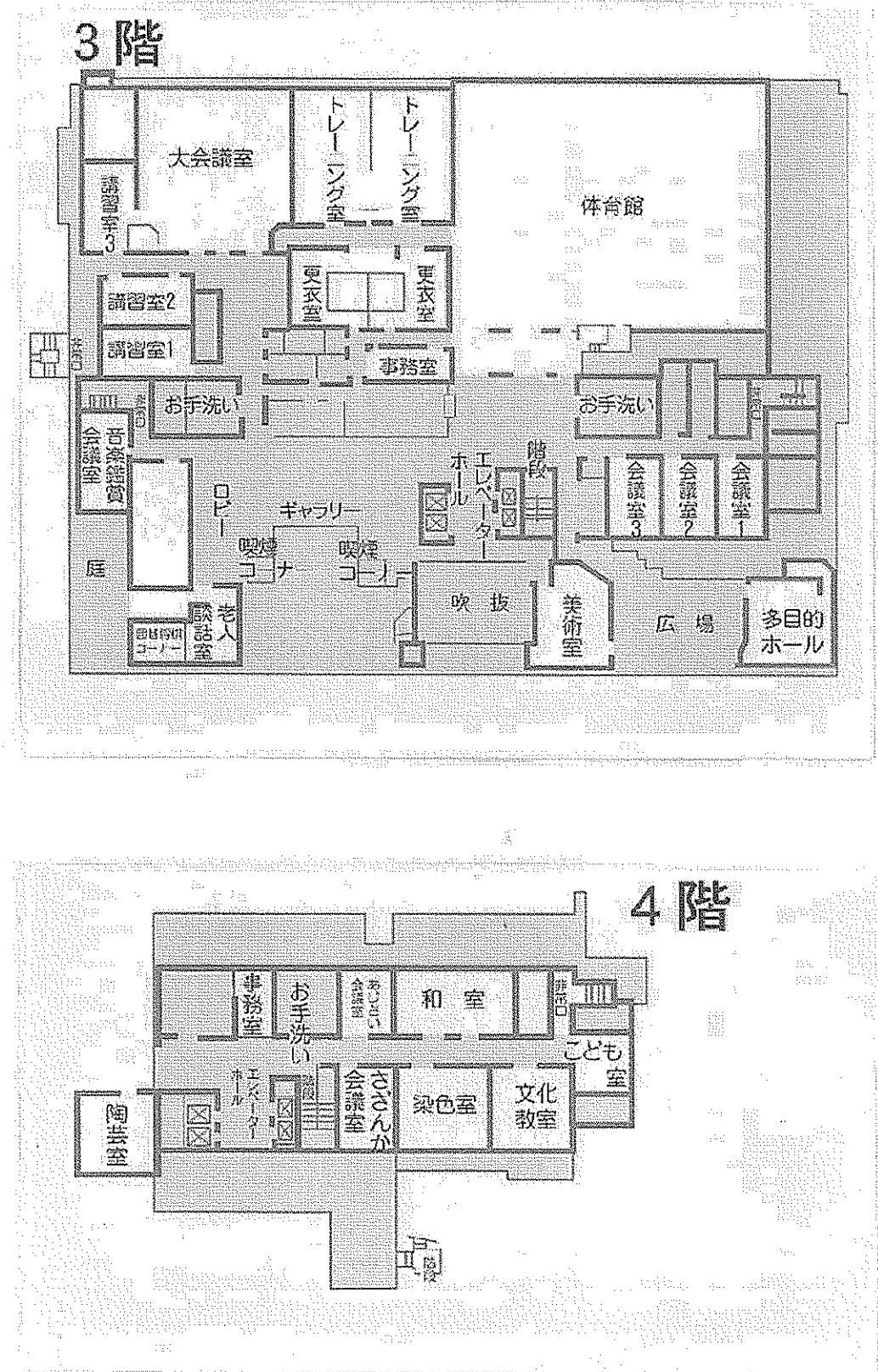
(単位:円)

	会館	六甲道センター	兵庫センター	新長田センター	ピフレホール	垂水センター	センター計
電気代	9,920,260	6,758,813	4,624,681	13,468,515	8,565,305	5,666,658	39,083,972
ガス代	5,470,827	259,434	372,057	7,105,023	471,376	746,687	3,954,577
水道代	3,561,833	1,721,440	861,672	4,056,337	1,228,840	2,154,082	10,022,371
計	18,952,920	8,739,687	5,858,410	24,629,875	10,265,521	8,567,427	58,060,920

**【施設写真】**



## 【見取図】



## 2. 監査の結果

### (1) 利用者数について

施設利用状況表によって月次及び年度累計利用者数を照合した。

### (2) 料金収入について

施設別使用料集計に前期末の前受金を加え、当期末の前受金を減算し、キャンセルによる返還分を控除したものに財団の講座使用による室料等を加えて照合した。但し、期首・期末の未収金は計上されていない。

### (3) 収支状況について

	毎月の施設利用状況表	毎月の施設別使用料集計表
	利用者数（人）	利用料収入（円）
21/4	17,897	1,975,690
5	15,908	1,818,600
6	19,002	1,966,510
7	20,944	2,163,310
8	18,498	1,995,710
9	17,313	2,352,680
10	19,648	1,957,580
11	18,617	2,305,660
12	15,473	1,879,930
22/1	16,549	2,315,050
2	19,195	2,093,370
3	16,909	2,387,690
	215,953	25,211,780
	731,050 △778,650 △113,850	前年度から繰越された前受金 次年度へ繰越す前受金 キャンセル等による返還金
	25,050,330	一般利用 計
	4,522,550 4,508,300	財団からの講座使用分（前期分） " (後期分)
	9,030,850	財団使用 計
	34,081,180	合 計

### (4) 利用者の満足度調査について

①満足度調査の実施内容	一般来館者調査（配布数 1,300、回収数 1,260、回収率 96.9%） 平成 22 年 3 月 1 日～20 日の期間で、センターの入口等で来館者に対し調査票を交付、隨時記入してもらい回収箱に投函
②満足度調査の結果	職員の対応 良い・まあ良い 78.2%、普通 18.1%、やや不満・不満 1.1%、無回答 2.6% 利用の満足度 満足・まあ満足 77.3%、普通 14.2%、やや不満・不満 1.7%、無回答 6.8% 施設の設備の内容 良い・まあ良い 57.0%、普通 32.7%、やや不満・不満 3.1%、無回答 7.2%

## 市民参画推進局

### 神戸市立新長田勤労市民センター別館（ピフレホール）【Aタイプ】

#### 1. 概況

##### (1) 施設の概要

施設名	神戸市立新長田勤労市民センター別館（ピフレホール）			設置年月	平成10年4月
所在地	長田区若松町4丁目2番15号				
根拠法令等	神戸市立勤労市民センター条例				
設置目的	勤労市民の福祉増進及び余暇の活用を図るため				
設置の経緯	勤労市民の福祉増進及び余暇の活用を図るため、平成10年4月1日に設置。当初より（財）神戸勤労福祉振興財団へ管理委託。平成18年4月より公募による指定管理へ移行。				
固定資産の内容	帳簿価格	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	主要施設、設備等		備考
土地	123,363千円	401			
建物	158,366万円	2,481	大ホール、会議室、レッスルーム、クラフト室、料理教室、和室		

##### (2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：人、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用者数	料金収入								
大ホール	110,001		110,276		112,345		119,149		134,325	
会議室(A,B,C)	28,972		31,049		36,567		35,567		37,377	
レッスルーム			21,899		23,506		21,592		23,657	
料理教室ほか	24,167		24,131		27,328		27,970		32,027	
合計	163,140	21,449	165,456	21,899	176,240	23,506	182,686	21,592	203,729	23,657

## (3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財) 神戸勤労福祉振興財団 (現: 神戸いきいき勤労財団)	管理委託費	571,132	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成18年度	(財) 神戸勤労福祉振興財団 (H20年度より(財) 神戸いきいき勤労財団に改称)	指定管理費	360,342	5 勤労市民センター(六甲道・兵庫・新長田・ピフレ・垂水)一括
	平成19年度	"	指定管理費	359,742	
	平成20年度	"	指定管理費	359,142	
	平成21年度	"	指定管理費	360,873	
			合計	1,440,099	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成22年度	(財) 神戸いきいき勤労財団	指定管理費	356,151	5 勤労市民センター(六甲道・兵庫・新長田・ピフレ・垂水)一括
	平成23年度	"(予定)	指定管理費	(予定) 355,316	
	平成24年度	"( )	指定管理費	( ) 354,478	
	平成25年度	"( )	指定管理費	( ) 353,634	
			合計	1,419,579	

## (4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較(5 勤労市民センター一括)

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
委託料	571,132					
指定管理料	-	360,342	359,742	359,142	360,873	356,151
利用料金収入	-	149,036	156,782	151,381	154,334	152,900
雑収入	-	5,790	6,348	6,710	8,263	6,981
計	571,132	515,168	522,872	517,234	523,470	516,032
支出						
人件費	125,548	76,733	73,194	75,570	71,535	79,724
光熱水費	58,060	56,080	56,844	54,063	51,921	55,063
修繕費	9,894	11,879	15,609	13,797	15,323	10,000
管理委託費	135,122	119,317	125,989	122,735	123,731	124,209
その他支出	242,505	233,573	233,009	237,997	243,691	247,036
計	571,132	497,084	504,647	504,164	506,201	516,032
収支差額	0	18,084	18,225	13,069	17,268	0

勤労会館・勤労市民センター 施設使用料収入実績表(平成21年度)

(単位:円)

施設名・項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前年度から繰越分	次年度への繰越分	返還額	一般利用計	いきいき勤労財團講座事業使用分		合計	
																前期	後期	計		
勤労会館	5,981,230	4,703,790	5,096,590	5,672,440	5,670,800	5,320,430	5,412,060	4,979,430	4,718,530	5,375,380	5,238,650	6,106,830	3,820,600	△ 3,917,050	△ 1,115,050	63,064,660	1,908,550	1,797,150	3,705,700	66,770,360
六甲道センター	1,590,110	1,501,890	1,692,680	1,521,530	1,617,680	1,709,220	1,691,170	1,625,200	1,501,920	1,534,960	1,587,800	1,604,230	946,000	△ 877,200	△ 64,800	19,162,390	6,618,250	6,857,750	13,476,000	32,658,390
兵庫センター	1,386,870	1,438,220	1,400,920	1,497,260	1,415,310	1,696,580	1,367,580	1,479,770	1,238,090	1,356,360	1,358,610	1,602,590	394,750	△ 397,150	△ 106,300	17,129,460	5,037,660	4,930,900	9,988,500	27,097,960
新長田センター	1,935,690	1,818,600	1,966,510	2,163,310	1,935,710	2,352,660	1,957,580	2,305,660	1,879,930	2,315,050	2,083,370	2,387,690	731,050	△ 778,650	△ 113,850	25,050,330	4,522,550	4,508,300	9,030,850	34,081,180
ビブレホール	1,734,720	1,231,580	1,810,980	1,880,040	1,723,520	1,600,480	2,003,180	1,321,220	1,424,950	1,486,430	1,908,420	1,624,350	715,150	△ 875,100	△ 127,600	19,558,880	2,950,400	2,008,000	4,038,800	23,557,460
垂水センター	2,174,050	3,009,500	1,915,190	2,176,580	2,176,670	2,508,960	2,585,330	1,960,360	2,031,850	1,829,260	2,101,820	2,044,700	945,550	△ 795,300	△ 142,150	26,522,310	5,177,100	5,139,650	10,316,750	36,839,060
5センター計 (一括契約)	8,881,440	8,999,790	8,786,280	9,238,720	8,928,890	9,867,920	9,664,820	8,695,210	8,076,740	8,522,000	9,050,020	9,264,160	3,732,500	△ 3,673,400	△ 554,700	107,483,310	23,405,900	23,444,800	46,850,700	154,334,070
全 体 合計	14,812,670	13,703,580	13,882,350	14,911,160	14,599,690	15,188,350	15,076,880	13,677,540	12,795,270	13,897,380	14,288,670	15,370,990	7,553,100	△ 7,580,450	△ 1,669,750	170,548,030	25,314,450	25,241,950	50,556,400	221,104,430

資料一③

## 平成21年度施設管理費決算内訳（支出）

(単位：円)

	会館	六甲道センター	兵庫センター	新長田センター	ピフレホール	垂水センター	センター計
人件費	24,225,205	15,282,174	15,674,389	13,882,046	11,537,995	15,158,796	71,535,400
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0
旅費交通費	4,620	52,970	14,900	30,790	44,000	39,470	182,130
通信運搬費	394,147	503,216	447,871	497,473	511,231	510,353	2,470,144
広告料	0	0	0	0	189,000	30,000	219,000
需用費	4,880,515	6,112,417	2,550,536	3,912,690	3,855,134	3,510,404	19,941,181
修繕費	3,893,513	2,538,882	4,802,291	4,147,239	2,012,073	1,822,558	15,323,043
シルバー委託料	10,074,334	11,798,286	12,644,520	12,435,416	9,666,252	12,901,200	59,445,674
ピフレ空調運転監視	0	0	0	0	1,256,446	0	1,256,446
その他委託料	20,310,919	10,165,050	11,484,522	10,529,484	12,161,625	18,688,635	63,029,316
共益費	0	58,457,916	29,175,744	18,838,872	31,994,664	63,164,144	201,631,340
賃借料	644,976	1,621,524	1,240,924	920,838	147,840	1,112,265	5,043,391
壁面使用料	0	1,191,300	247,200	0	0	0	1,438,500
その他使用料	21,000	223,020	29,820	0	30,000	0	282,840
租税公課	1,015,444	2,331,692	2,332,104	3,146,744	839,800	2,340,304	10,990,644
負担金支出	30,000	30,200	30,000	30,000	0	30,000	120,200
雑費	43,260	31,100	12,590	38,990	31,685	4,095	118,460
保険料	281,800	232,940	309,570	434,970	0	275,730	1,253,210
光熱水費	19,402,794	9,294,494	6,017,723	18,259,356	9,976,456	8,373,049	51,921,078
合計	85,222,527	119,867,181	87,014,704	87,104,908	84,254,201	127,961,003	506,201,997

※その他委託料の内訳

平成21年度  
(単位:円)

	会館	六甲道センター	兵庫センター	新長田センター	ピフレホール	垂水センター	センター計
清掃業務	6,967,815	6,408,150	9,261,000	7,396,200	3,904,740	10,566,885	37,536,975
設備管理	10,843,291	3,654,900	916,860	1,086,225	2,310,000	2,058,000	10,025,085
警備委託	225,261	0	567,000	1,530,900	226,800	0	2,324,700
EV保守点検	1,521,136	0	0	0	0	0	0
消防設備保守点検	380,977	0	0	0	0	0	0
施設利用管理システム保守	102,900	102,900	102,900	102,900	102,900	102,900	514,500
電話設備保守点検	0	0	88,200	146,160	90,720	272,160	597,240
舞台監督業務	0	0	0	0	3,829,665	4,032,000	7,861,665
吊物装置保守点検	0	0	0	0	310,800	315,000	625,800
舞台照明設備保守点検	0	0	0	0	315,000	909,090	1,224,090
その他	269,539	0	548,562	267,099	1,071,000	432,600	2,319,261
計	20,310,919	10,165,050	11,484,522	10,529,484	12,161,625	18,688,635	63,029,316

※光熱水費の内訳

(単位:円)

	会館	六甲道センター	兵庫センター	新長田センター	ピフレホール	垂水センター	センター計
電気代	10,280,905	7,186,579	4,307,395	11,249,924	8,264,223	5,821,976	36,830,097
ガス代	5,649,397	295,195	522,172	3,584,172	443,093	351,016	5,195,648
水道代	3,472,492	1,812,720	1,188,156	3,425,260	1,269,140	2,200,057	9,895,033
計	19,402,794	9,294,494	6,017,723	18,259,356	9,976,456	8,373,049	51,921,078

## 平成17年度委託料執行明細

(単位：円)

	会館	六甲道センター	兵庫センター	新長田センター	ピフレホール	垂水センター	センター計
人件費	30,053,014	27,327,115	25,663,654	38,610,363	9,393,517	24,553,387	125,548,036
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0
旅費交通費	2,000	47,075	20,000	60,140	35,000	20,000	182,215
通信運搬費	394,639	430,171	432,265	450,287	743,812	504,190	2,560,725
広告料	0	0	0	0	189,000	30,000	219,000
需用費	4,991,889	2,774,806	4,587,256	4,631,295	4,870,728	8,145,253	25,009,338
修繕費	3,745,084	1,448,334	3,036,389	2,710,527	588,630	2,111,056	9,894,936
シルバー委託料	10,971,774	10,066,240	9,753,210	3,054,874	11,555,516	11,175,480	45,605,320
ピフレ空調 運転監視	0	0	0	0	1,256,446	0	1,256,446
その他委託料	18,986,034	17,010,000	17,737,083	13,834,230	14,999,003	24,680,498	88,260,814
共益費	0	58,465,212	29,175,744	19,594,872	27,931,132	64,874,268	200,041,228
賃借料	580,196	2,276,440	1,029,210	1,099,609	429,770	1,576,550	6,411,579
壁面使用料	0	1,267,724	462,420	0	0	0	1,730,144
その他使用料	0	0	0	0	0	0	0
租税公課	1,555,000	1,250,000	1,250,800	1,722,000	757,000	1,050,000	6,029,800
負担金支出	10,000	72,000	15,000	10,000	0	10,000	107,000
雑費	49,560	39,900	10,080	59,010	45,510	60,060	214,560
保険料	59,940	0	0	0	0	0	0
光熱水費	18,952,920	8,739,687	5,858,410	24,629,875	10,265,521	8,567,427	58,060,920
合計	90,352,050	131,214,704	99,031,521	110,467,082	83,060,585	147,358,169	571,132,061

※その他委託料の内訳

平成17年度  
(単位:円)

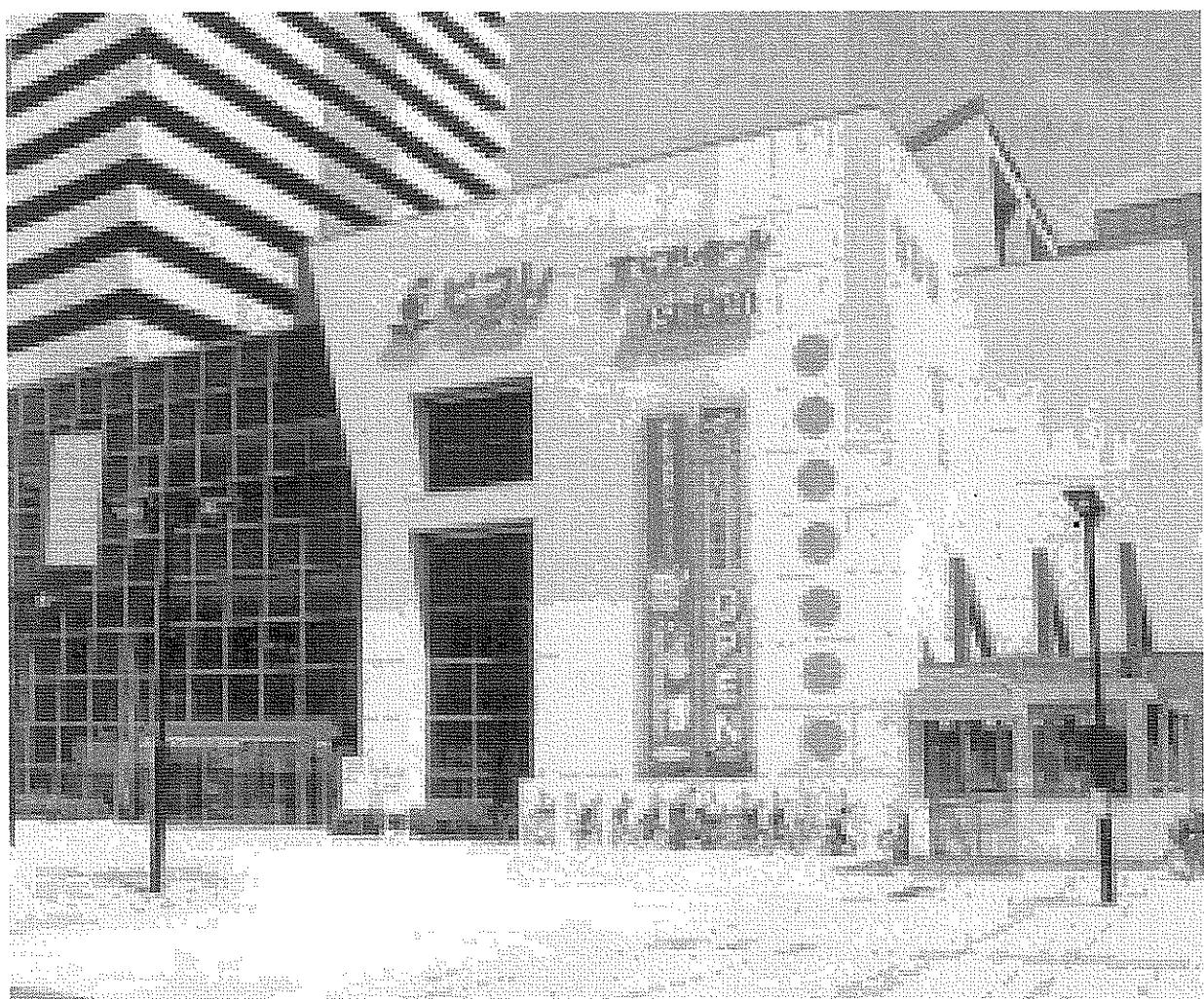
	会館	六甲道センター	兵庫センター	新長田センター	ピフレホール	垂水センター	センター計
清掃業務	5,868,428	5,055,750	10,038,000	6,027,000	4,074,630	10,981,546	36,176,926
設備管理	10,846,754	3,717,000	999,600	0	3,994,720	2,285,242	10,996,562
警備委託	277,628	0	856,800	2,041,200	226,800	0	3,124,800
EV保守点検	1,536,930	0	0	0	0	0	0
消防設備保守点検	456,294	0	0	0	0	0	0
施設利用管理システム保守	0	0	0	0	0	0	0
電話設備保守点検	0	0	88,200	151,200	90,720	272,160	602,280
舞台監督業務	0	0	0	0	4,610,883	4,233,600	8,844,483
吊物装置保守点検	0	0	0	0	378,000	371,700	749,700
舞台照明設備保守点検	0	0	0	0	367,500	1,010,100	1,377,600
その他	0	8,237,250	5,754,483	5,614,830	1,255,750	5,526,150	26,388,463
計	18,986,034	17,010,000	17,737,083	13,834,230	14,999,003	24,680,498	88,260,814

※光熱水費の内訳

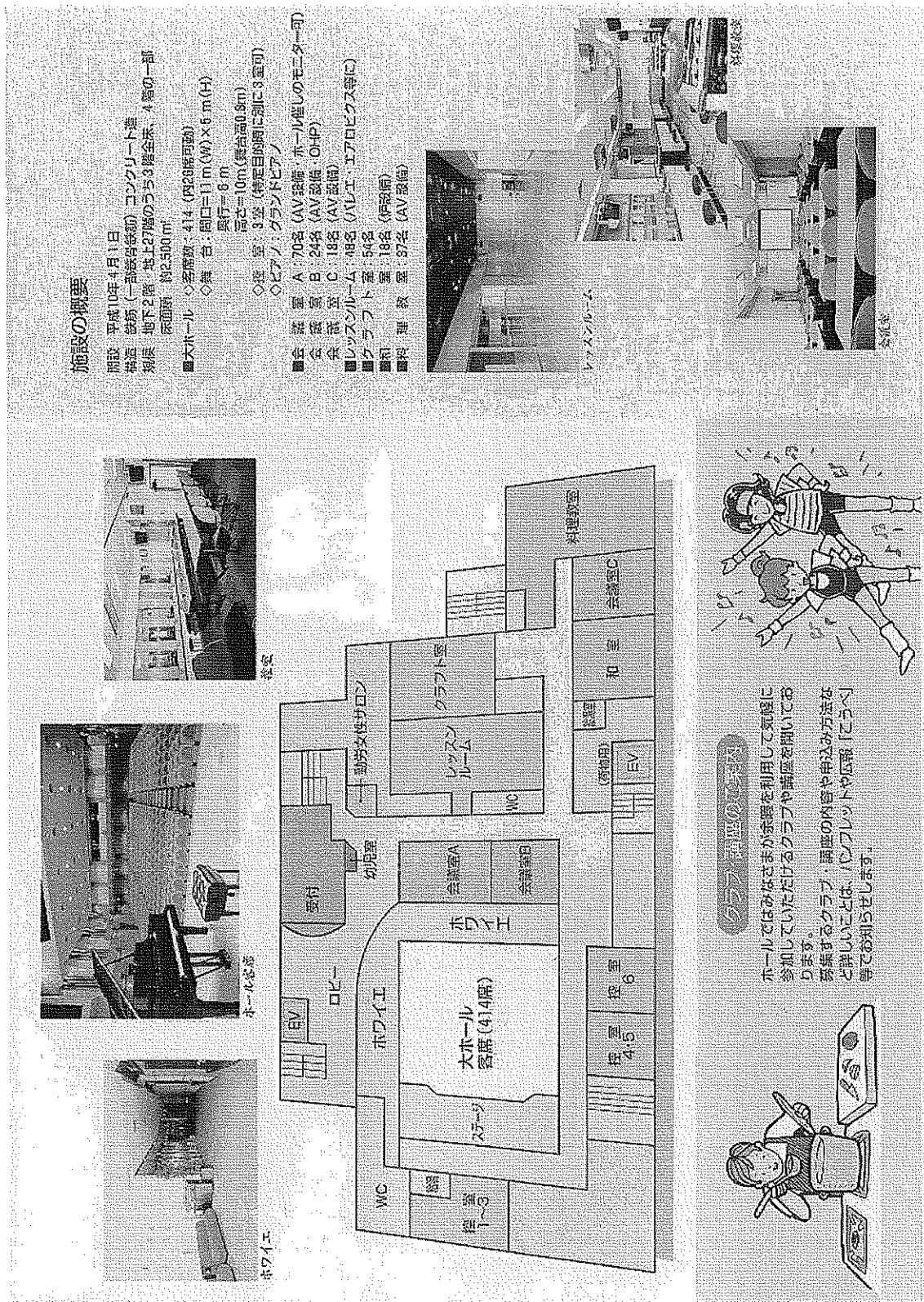
(単位:円)

	会館	六甲道センター	兵庫センター	新長田センター	ピフレホール	垂水センター	センター計
電気代	9,920,260	6,758,813	4,624,681	13,468,515	8,565,305	5,666,658	39,083,972
ガス代	5,470,827	259,434	372,057	7,105,023	471,376	746,687	8,954,577
水道代	3,561,833	1,721,440	861,672	4,056,337	1,228,840	2,154,082	10,022,371
計	18,952,920	8,739,687	5,858,410	24,629,875	10,265,521	8,567,427	58,060,920

## 【施設写真】



## 【見取図】



## 2. 監査の結果

### (1) 利用者数について

施設利用状況表によって、月次及び年度累計利用者数を照合した。

### (2) 料金収入について

施設使用料収入実績表（月次）を集計し、前年度から繰越した当年度使用分を加算し、当年度に収入した次年度使用分並びにキャンセル等の返還分を減算し、さらに講座使用分として財団本部で計算された室料等を加えて計上されている。但し、期首・期末の未収金は計上されていない。

	毎月の施設 利用状況表	(A) 每月の施設 別使用料集計表	(B) 施設使用料 収入実績表	差 異
	利用者数（人）	利用料収入（円）	収入実績表（円）	(A)-(B)
21/4	12,258	1,754,720	1,754,720	
5	19,999	1,229,480	1,231,580	△2,100
6	13,307	1,810,960	1,810,960	
7	18,378	1,714,040	1,880,040	△166,000
8	18,054	1,723,520	1,723,520	
9	18,476	1,600,480	1,600,480	
10	19,202	2,063,160	2,063,160	
11	18,352	1,327,220	1,327,220	
12	16,111	1,424,950	1,424,950	
23/1	15,812	1,334,530	1,486,430	△151,900
2	16,535	1,813,920	1,908,420	△94,500
3	17,245	1,212,250	1,624,950	△412,700
計	203,729	19,009,230	19,836,430	△2,100 (※) △825,100
前年度からの繰越分				715,150
次年度への繰越分				(※) △825,100
キャンセルによる返還分				△127,600
一般利用 計				19,598,880
財団からの講座使用分（前期）				2,050,400
" (後期)				2,008,200
財団使用 計				4,058,600
合 計				23,657,480

… システム上  
の誤処理分

### (3) 利用者の満足度調査について

①満足度調査の実施内容	一般来館者調査（配布数 1,300、回収数 1,260、回収率 96.9%） 平成 22 年 3 月 1 日～20 日の期間で、センターの入口等で来館者に対し調査票を交付、隨時記入してもらい回収箱に投函
②満足度調査の結果	職員の対応 良い・まあ良い 78.2%、普通 18.1%、やや不満・不満 1.1%、無回答 2.6% 利用の満足度 満足・まあ満足 77.3%、普通 14.2%、やや不満・不満 1.7%、無回答 6.8% 施設の設備の内容 良い・まあ良い 57.0%、普通 32.7%、やや不満・不満 3.1%、無回答 7.2%

## 〔意見一七〕 5 勤労市民センターの一括契約は改めるべきである。

市は、平成 22 年 4 月から平成 26 年 3 月までの指定管理者の公募に当たり、従前どおり市内 5 か所の勤労市民センターを一括して募集の対象施設としている。本年度の包括外部監査で指定管理料の各センター別の金額の開示を求めたところ、5 施設一括の契約であるから、個別施設ごとの指定管理料は開示できないという回答であった。

5 施設は、それぞれ独立した施設であり、資料一①及び資料一②にあるように、各施設での利用料金収入とその他収入は個別に計算されており、さらに、資料一③にあるように、各施設で発生した費用は施設管理費決算内訳（支出）として計算されている。

そもそも指定管理者制度の導入以前の平成 17 年度の管理委託の委託先も平成 21 年度の指定管理者も（財）神戸いきいき勤労財団であり、資料一④にあるように、平成 17 年度の管理委託費 571,132 千円（5 勤労市民センターの合計）の内訳表に平成 17 年度委託料執行明細として 5 センターの個別の執行金額が開示されている。平成 18 年度からは利用料金制も導入したので、指定管理料は利用料金収入相当額が減額されているが、資料一⑤にあるように、平成 21 年度までの 4 年間は収入額も支出額もほぼ同額で推移している。

市が指定管理料を個別施設ごとに開示できないのなら、5 施設一括の契約ではなしに、個別施設ごとの契約に改めて、個々の施設の収支が明瞭に把握できるようにすべきである。

5 センターで受託者の財団が自主事業として展開している講座事業が財団によって一括管理されているのが理由だとすれば、指定管理者が民間団体に替わった場合にどうするのか。

ちなみに、指定管理第 1 期（平成 18 年度～平成 21 年度）は 2 団体が応募して財団が選定されたが、指定管理第 2 期（平成 22 年度～平成 25 年度）は財団の他に応募者はいなかった。各センターでの自主事業として運営している講座の管理システムのノウハウを財団が保有しているので、新たにこのノウハウを開発してまで新規参入することは難しいと判断した結果ではないか。

## 市民参画推進局

### 神戸文化ホール（練習場含む）〔Bタイプ〕

#### 1. 概況

##### (1) 施設の概要

施設名	神戸文化ホール（練習場含む）			設置年月	昭和48年10月 (練習場:平成4年3月)
所在地	中央区橘町4丁目2番2号 (練習場:中央区橘通3丁目4番3号 男女共同参画センター内)				
根拠法令等	神戸文化ホール条例				
設置目的	市民の文化の向上及び福祉の増進を図るため				
設置の経緯	神戸市における舞台芸術文化の中核施設として、昭和48年に設置				
固定資産の内容	帳簿価格	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	主要施設、設備等	備考	
土地	ホール:- 練習場: 65,348千円	ホール:- 練習場: 338.59			
建物	ホール: 324,820万円 練習場: 30,319万円	ホール: 18,604 練習場: 1,180	大ホール、 中ホール 練習場(5)		

##### (2) 施設利用状況

(単位) 利用者数:人、料金収入:千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用者数	料金収入								
大ホール	367,304		364,130		242,666		336,278		329,267	
中ホール	146,671	165,364	136,720	148,987	120,928	143,383	142,895	167,581	149,011	168,192
練習場	53,812		56,627		55,710		56,512		58,071	
合計	567,787	165,364	557,477	148,987	419,304	143,383	535,685	167,581	536,349	168,192

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財) 神戸市民文化振興財団	管理委託費	322,794	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 17 年度	(財) 神戸市民文化振興財団	指 定 管 理 費	319,000	※管理受託 制
	平成 18 年度	"	指 定 管 理 費	326,929	
	平成 19 年度	"	指 定 管 理 費	313,385	
	平成 20 年度	"	指 定 管 理 費	321,671	
			合 計	1,280,985	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 21 年度	神戸市民文化振興財団 神戸国際会館共同事業体	指 定 管 理 費	140,189	※利用料金 制
	平成 22 年度	" (予定)	指 定 管 理 費	(予定) 127,000	
	平成 23 年度	" ( " )	指 定 管 理 費	( " ) 124,000	
	平成 24 年度	" ( " )	指 定 管 理 費	( " ) 120,000	
				合 計	511,189

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
收 入						
委 託 料	0	0	0	0	0	0
指 定 管 理 料	319,000	326,929	313,385	321,671	140,189	127,000
利 用 料 金 収 入	0	0	0	0	168,192	172,000
文 化 振 興 財 団 へ の 补 助 金	0	0	0	0	0	0
計	319,000	326,929	313,385	321,671	308,381	299,000
支 出						
人 件 費	66,527	69,254	63,324	71,138	53,254	51,700
光 熱 水 費	57,085	56,464	52,256	63,080	51,995	58,000
修 繕 費	15,632	20,081	14,459	12,677	16,592	10,000
管 理 委 託 費	181,652	168,516	163,868	163,384	174,107	163,640
そ の 他 支 出	18,081	12,938	16,265	14,201	16,294	15,660
計	338,979	327,255	310,174	324,482	312,244	299,000
收 支 差 額	△19,979	△326	3,210	△2,810	△3,862	0

## 【施設写真】



神戸文化ホール 友の会  
新規会員募集中

お得な神戸文化ホール友の会に  
入会しませんか！

年会費2,100円(入会時から1年間)で神戸文化ホールの自主公演を…。

- 特典
- 1公演4枚まで 1割引で購入できます
  - 優先予約できます(座席指定はできません)
  - 情報誌「ほーるめいと」を毎月お届けします
  - お支払は口座振替のため、安心・安全です

\*自主公演で割引券が使えない場合がありますのでご注意ください。

友の会会員証が新しくなり、プレイガイド窓口で  
自主公演チケット購入すると、ポイントが…できます。

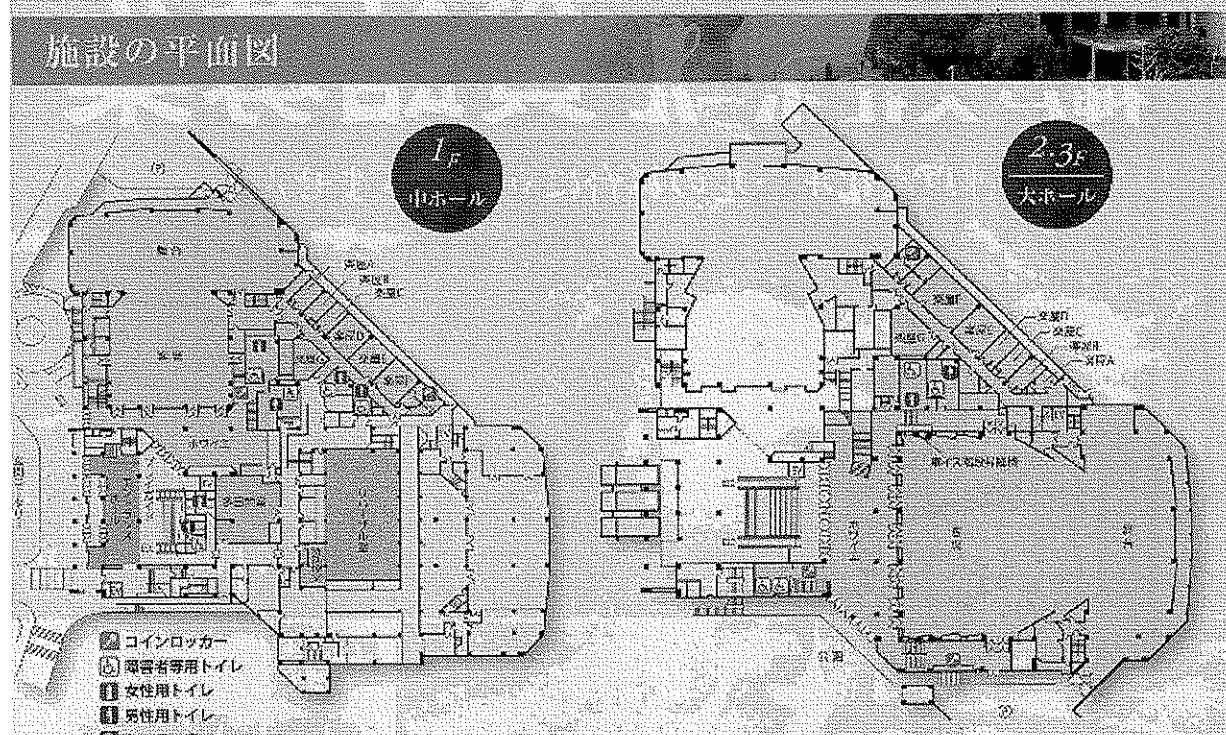
● 入会のお問い合わせ ●

神戸文化ホールプレイガイド TEL 078-351-3349  
ホームページ <http://www.kobe-bunka.jp/hall/>

資料請求・お問い合わせ 神戸文化ホール事業課 tel.078-351-3535

## 【見取図】

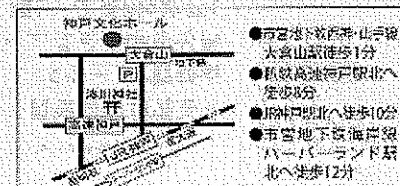
施設の概要	
<b>大ホール</b>	<b>中ホール</b>
用途　音楽を中心とした多目的ホール 収容人数　2,045人(座席・立席・客席区分なし) オーケストラピット使用時1,811人 客席付運営時1,811人 LP/CD収入　LP/CD収入	用途　音楽を中心とした多目的ホール 収容人数　904人(座席・立席・客席区分なし) オーケストラピット使用時1,274人 LP/CD収入　LP/CD収入
舞台寸法　アロエニーノ番号2番 フロントニア番号1番 舞台米行160cm 舞台幅144cm(ピアノ置き・火災警笛音を含む) 舞台高191cm	舞台寸法　アロエニーノ番号160cm フロントニア番号2番 舞台米行160cm 舞台幅144cm(ピアノ置き・火災警笛音を含む) 舞台高191cm
主な設備　シーケンス・ムーラン式吊り(3分割8段) 吊り(3分割8段)×2台(実行12台) 移動式機材搬入用リフト・オペラカーテン 16m×16m床面積・20m×20m天井高さ グランドピアノ・スタンダードピアノ2台・スマートピアノ1台	主な設備　シーケンス・ムーラン式吊り(3分割8段) 吊り(3分割8段)×2台(実行12台) 移動式機材搬入用リフト・オペラカーテン 16m×16m床面積・20m×20m天井高さ グランドピアノ・スタンダードピアノ2台・スマートピアノ1台
座席　座席(2~3人掛け4列・大型座3列)2,045人 椅子、背もたれ、足場、シート等	座席　座席(2~3人掛け4列・大型座3列)1,291人 椅子、背もたれ、足場、シート等



施設の利用料金 (平成21年4月1日改定)						
施設の名称	使用時間	料金				
		午前 9:00 ~ 12:00	午後 13:00 ~ 16:30	夜間 17:30 ~ 22:00	午前・午後 9:00 ~ 16:30	午後・夜間 13:00 ~ 22:00
大ホール (16m×16m床面積・3列2段)	平日	59,000	119,000	165,000	173,000	262,000
	土曜日・日曜日及び休日	115,000	173,000	212,000	270,000	347,000
中ホール	平日	29,000	59,000	85,000	86,000	131,000
	土曜日・日曜日及び休日	58,000	87,000	105,000	133,000	173,000
リハーサル室 (150名収容)	禁煙・喫煙可・禁煙不可	4,000	7,300	10,900	11,200	17,200
	禁煙・喫煙可・禁煙不可	7,900	15,600	21,800	22,400	34,300
多目的室		5,900	12,000	12,000	13,200	16,700
特別控室		1,800	3,600	3,600	4,050	5,100

\*上記施設利用料金のほかに、別途設備の利用料金などが加算されます。詳しくはホームページ(<http://www.kobe-enkai.jp/hall/>)をご覧ください。  
神戸文化ホール東京支店へお問い合わせください。  
資料を送付いたします。

\*舞台見学は事前に予約が必要です。



## 2. 監査の結果

### (1) 利用者数について

施設別ジャンル別使用状況表と照合した。

				(単位：人)
大ホール	329,267	練習室 3	(5,552)	
中ホール	149,011	練習室 4	(10,143)	
練習室 1	(17,307)	練習室 5	(16,322)	
練習室 2	(8,747)	練習室計	58,071	
				総計 536,349

### (2) 料金収入について

		(単位：円)
21/4～22/3 収入	179,132,750	
" 返還金	△5,064,140	
インフルエンザによる キャンセル補填金	+2,629,400	
21/3 末 前受金	+58,052,135	
22/3 末 "	△65,523,790	
計上漏れ等修正	△1,034,150	
<b>差 引 計</b>	<b>168,192,205</b>	<b>(注)</b>

(注) 料金収入については、期首の未収金並びに期末の未収金が計上されていない。

### (3) 利用者の満足度調査について

①満足度調査 の実施内容	・来館者アンケート（21年4月～22年2月実施）回答数約6,700 自主事業の入場者に、会場、職員の対応、公演内容等について、5段階評価で実施。		
	・貸館利用者アンケート（22年2月実施）回答数約87 貸館の利用者に施設、職員の対応等について、5段階評価で実施。		
	・友の会アンケート（22年2月実施）回答数約750 文化ホール友の会の会員に、会員特典、プレイガイドの対応等についてアンケートを実施。		
②満足度調査 の結果	・来館者アンケート 会場全体 「大変よかったです」「よかったです」71.4% 「普通」22.6% 職員の対応 「大変よかったです」「よかったです」67.8% 「普通」31.3% 公演内容 「大変よかったです」「よかったです」96.0% 「普通」3.2%		
	・貸館利用者アンケート 施設全般 「良い」「概ね良い」77.9% 「普通」15.1% 職員の対応 「良い」「概ね良い」78.8% 「普通」21.2%		
	・友の会アンケート 会員特典について 「このままでよい」78.7% プレイガイドの対応 「大変満足」「満足」62.6% 「普通」34.5%		

(4) その他

当該施設は昭和 48 年 10 月に設置されたもので、かなり老朽化が進んでいるので、今後修繕費の負担が重くなることが予想される。

## 市民参画推進局

### 神戸アートビレッジセンター [Dタイプ]

#### 1. 概況

##### (1) 施設の概要

施設名	神戸アートビレッジセンター			設置年月	平成8年4月
所在地	兵庫区新開地5丁目3番14号				
根拠法令等	神戸アートビレッジセンター条例				
設置目的	市民を取り巻く芸術その他の文化の発展を図るとともに、地域の振興に寄与するため、芸術その他の文化の創造、育成及び情報発信の拠点として設置				
設置の経緯	若手芸術家の育成を図るとともに、新開地を芸術の村として構築し、まちの活性化を図るための創造型芸術文化施設として、平成8年に設置				
固定資産の内容	帳簿価格	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	主要施設、設備等	備考	
土地	447,805千円	1,938.55			
建物	210,436万円	4,376	多機能ホール、視聴覚ホール、 多目的稽古場(2)、スタジオ (3)、工房(2)、ギャラリー、会 議室(2)		